

八甲田山火山避難計画

平成31年3月
八甲田山火山防災協議会

目次

1 計画の基本的事項		
1.1 避難計画の作成趣旨	…	1
(1) 計画の目的	…	1
(2) 計画の位置付け	…	1
1.2 火山現象と影響範囲に関する想定	…	2
(1) 八甲田山の概況	…	2
(2) 監視観測体制等	…	4
(3) 火山現象と影響範囲	…	5
1.3 避難計画の基本的事項	…	12
(1) 火口周辺規制及び入山規制の範囲	…	12
(2) 特定地域	…	13
(3) 噴火警戒レベルに応じた避難対象地区	…	14
2 事前対策	…	16
2.1 防災体制の構築	…	16
(1) 八甲田山火山防災協議会	…	16
(2) 県及び市町村等の防災体制	…	17
(3) 協議会の構成機関の役割	…	18
(4) 広域一時滞在の体制構築	…	19
2.2 情報伝達体制の構築	…	20
(1) 火山に関する予報・警報・情報	…	20
(2) 協議会の構成機関における情報伝達・共有	…	21
(3) 登山者、住民等への情報伝達と手段	…	21
(4) 異常現象等の報告等	…	22
2.3 避難のための事前対策	…	23
(1) 噴火警戒レベルと避難勧告等の発令基準	…	23
(2) 指定緊急避難場所	…	24
(3) 指定避難所	…	24
(4) 避難対象地区に対する指定避難所の割当・避難経路	…	26
(5) 避難手段の確保	…	30
(6) 避難に際し住民のとりべき行動	…	31
(7) 観光客等の避難対策	…	31
2.4 救助体制の構築	…	32
(1) 救助に関する情報共有体制	…	32
(2) 救助に関する資機材等	…	32
(3) 医療体制	…	32
2.5 避難促進施設	…	36
2.6 合同会議	…	37
3 噴火時等の対応（緊急フェーズ）	…	38
3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	…	38

(1) 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合	…	38
(2) 噴火警戒レベル2の場合	…	40
(3) 噴火警戒レベル3の場合	…	47
(4) 噴火警戒レベル4の場合	…	53
(5) 噴火警戒レベル5の場合	…	60
3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	…	68
○突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）	…	68
3.3 広域避難	…	71
(1) 広域避難の判断・実施	…	71
(2) 避難手段の確保	…	71
(3) 避難先の受入準備	…	71
3.4 救助活動	…	72
(1) 救助活動の体制	…	72
(2) 住民等の救助活動	…	73
(3) 登山者等の救助活動	…	73
(4) 医療活動	…	73
3.5 災害対策基本法に基づく警戒区域	…	74
3.6 報道機関への対応	…	74
4 緊急フェーズ後の対応	…	76
4.1 土砂災害への対応	…	76
4.2 避難の長期化に備えた対策	…	76
4.3 風評被害対策	…	76
4.4 避難勧告等の解除、一時立入等の対応	…	76
(1) 避難勧告等の解除について	…	76
(2) 規制範囲の縮小又は解除	…	77
(3) 一時立入について	…	77
5 平常時からの防災啓発と訓練	…	78
5.1 防災啓発と学校での防災教育	…	78
(1) 住民・登山者等への防災啓発	…	78
(2) 学校での防災教育	…	78
5.2 防災訓練	…	78

1 計画の基本的事項

1.1 避難計画の作成趣旨

(1) 計画の目的

噴火に伴う火山現象は多様であるが、八甲田山が噴火した場合、居住地域や八甲田山周辺の観光施設等に影響が及ぶ火山現象は特に、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、大きな噴石及び降灰である。特に火砕流については、高速で流れ下るため、現象が生じてから避難を開始しても間に合わない可能性が高く、生命に対する危険性が高い。従って、現象が発生する前からの各種規制及び避難準備・避難等が極めて重要である。

また、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでの時間を見積もることは難しい。このため、混乱なく迅速な避難を実施するためには、噴火警戒レベル毎の対応や、突発的な噴火に備えた避難計画をあらかじめ具体的に定めておくことが重要である。

なお、突発的な噴火の際は、避難準備・高齢者等避難開始から避難指示（緊急）などの段階的な避難情報を発令することができず、また発令後の十分な避難時間を確保できない可能性が高い。このような場合、登山者や観光客等は、直ちに地区内の河川沿いや溪流等から離れた場所、あるいは近隣の高層かつ堅牢な建物等に緊急退避し、自らの安全を第一に確保することが必要である。

本計画は、八甲田山において火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、大きな噴石及び降灰が発生し、又は発生が想定される状況が噴火警戒レベルに応じて高まった場合の対応を避難計画として整理したものである。

(協議会には、青森県、青森市、十和田市、黒石市、平川市の自治体が参画しているが、警戒範囲が及ぶのは青森市、十和田市であるため、主に青森県、青森市、十和田市の対応を中心に記載する。)

(2) 計画の位置付け

当該避難計画以外の防災対策については、八甲田山火山防災協議会及び各関係機関の地域防災計画または防災業務計画等で定めている対応を行う。

本計画は、噴火警戒レベル1～5が発表された場合を対象とする。

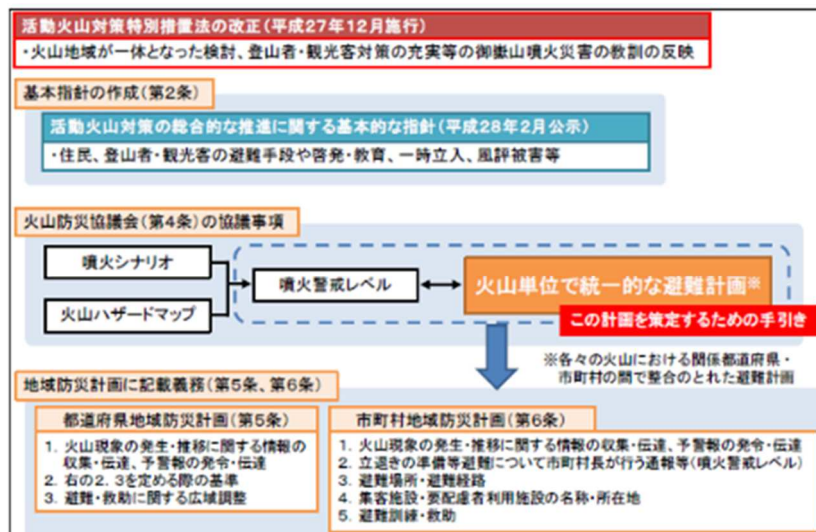


図1-1 火山避難計画と他の防災計画等との関係について

1.2 火山現象と影響範囲に関する想定

(1) 八甲田山の概況

八甲田山は、青森県中央部に位置し、少なくとも 17 以上の成層火山や溶岩ドームからなり、南北 2 群に区分される。北群は北八甲田火山群、南群は南八甲田火山群と呼ばれる。それぞれの活動時期は、前者が約 40 万年前～現在、後者が約 110～30 万年前である（工藤・他, 2004 ; 宝田・村岡, 2004）。南群・北群の諸火山は主に玄武岩～安山岩、一部がデイサイトで構成され、全岩 SiO₂ 量は 49.4～63.2 wt.% である（佐々木・他, 1985, 1986, 1987）。北八甲田火山群の最高峰である大岳南西山麓の酸ヶ湯～地獄沼付近には噴気孔が点在する。北八甲田火山群の直下～北東には、約 100～40 万年前に発生した複数回の大規模火砕流噴火（デイサイト～流紋岩質）によって形成された直径約 9 km の八甲田カルデラが存在する（工藤・他, 2006）。

過去 6000 年間の火山活動では、少なくとも 8 回の噴火活動があり、そのうち、5 回が大岳からの噴火、3 回は大岳南西麓の地獄沼で噴火している。

現在は、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められていないものの、東日本大震災以降、八甲田山山頂付近を震源とする火山性地震の増加や小さな膨張性の地殻変動が観測され、平成 25 年 4 月から 7 月にかけて大岳山頂直下付近を震源とする火山性地震が増加していた。また、過去には火山ガスによる死亡事故が発生している。（平成 9 年及び平成 22 年）

[日本活火山総覧（第 4 版）] （※ 一部表現修正）

表 1-1 八甲田山噴火活動史 [気象庁 HP より]

▶ 過去1万年間の噴火活動

最近6000年間に北八甲田火山群で少なくとも8回の噴火活動があり、水蒸気噴火やブルカノ式噴火が発生した。8回の活動のうち、4回が大岳山頂部、1回がおそらく大岳からの噴火、最新の3回は大岳南西麓の地獄沼での噴火である。地獄沼では、西暦915年の十和田a火山灰(To-a)の堆積以降の13～14世紀に1回、15～17世紀に2回の水蒸気噴火が発生している。

噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の[活火山データベース](#)(工藤・星住, 2006)を参考。

噴火年代	噴火場所	噴火様式	主な現象・マグマ噴出量
4.8ka ²	大岳山頂 ²	マグマ噴火→水蒸気噴火→マグマ噴火 ²	Hk-5：火砕物降下。 マグマ噴出量：0.002 DRE km ³
4.2ka ²	大岳山頂 ²	水蒸気噴火→マグマ噴火 ²	Hk-4：火砕物降下。 マグマ噴出量：0.003 DRE km ³
3.1ka ²	大岳山頂 ²	マグマ噴火 ²	Hk-3：火砕物降下。 マグマ噴出量：0.0001 DRE km ³
2ka ²	大岳山頂？ ²	水蒸気噴火 ²	Hk-2：火砕物降下。
1.5ka ²	大岳山頂 ²	水蒸気噴火 ²	Hk-1：火砕物降下。
0.7←→0.6ka	地獄沼 ¹	水蒸気噴火 ¹	Hk-J3：火砕物降下。
0.6←→0.4ka	地獄沼 ¹	水蒸気噴火 ¹	Hk-J2：火砕物降下。
0.6←→0.4ka ¹	地獄沼 ¹	水蒸気噴火 ¹	Hk-J1：火砕物降下。

※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(独)産業技術総合研究所の[活火山データベース](#)(工藤・星住, 2006-)を参考に、文献の追記を行った。なお、年代は暦年代で示す。表中の「ka」は「1000年前」を意味し、西暦2000年を0kaとして示した。

A←→B：A年からB年までの間のどこかで起こった噴火イベント

▶ 八甲田山 有史以降の火山活動

年代	現象	活動経過・被害状況等
1986(昭和61)年	地震	北西山麓で地震多発。8月10～12日。最大は10日17:50、M4.8、八甲田温泉、酸ヶ湯(すかゆ)等で有感、萱野茶屋等で軽微な被害。
1997(平成9)年	火山ガス	7月12日。北東山麓の田代平で、窪地内に滞留していた炭酸ガスにより、レンジャー訓練中の陸上自衛隊員3名が死亡。
2010(平成22)年	火山ガス	6月20日。酸ヶ湯付近で、火山性ガス(硫化水素)によって、山菜採りの女子中学生が死亡。
2011(平成23)年	地震	3月～東北地方太平洋沖地震(3月11日)以降、八甲田山周辺で地震が増加した状態で経過。
2013(平成25)年	地震・地殻変動	2月以降、大岳山頂直下付近等で微少な火山性地震が増加。2月頃～10月頃山体の膨張を示す地殻変動。

「概要」、「過去1万年間の噴火活動」、「有史以降の火山活動」については日本活火山総覧(第4版)(気象庁編、2013)及び最近の観測成果による。なお、噴出物量については、降下火砕物、火砕流、火砕サーシ、溶岩流、溶岩ドーム等を加えた重量(単位は「ton」)またはマグマ噴出量(DRE km³)で記載している。また、噴出物量が既知である場合には、産業技術総合研究所作成の活火山データベースから参照し、VEI(火山爆發指数)も付加している。詳しくは[こちら](#)を参照のこと。

(2) 監視観測体制等

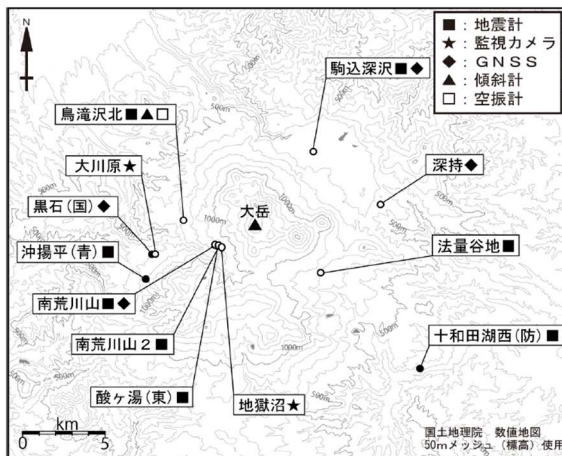
気象庁や大学等による観測体制

八甲田山の火山活動については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、気象庁が地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関（東北大学や防災科学技術研究所等）からのデータ提供も受け、「仙台管区気象台地域火山監視・警報センター」において、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。

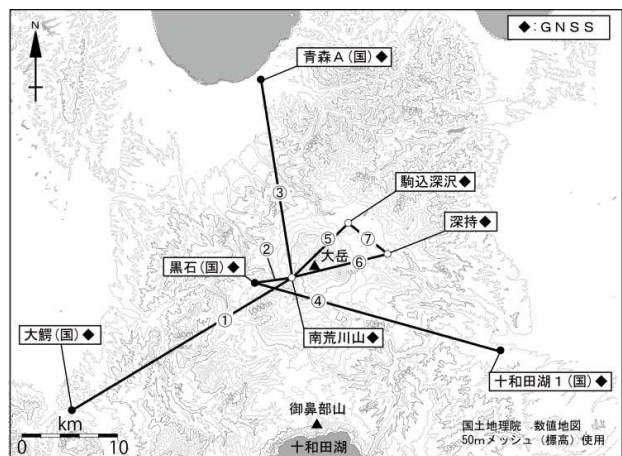
また、同センターの「火山機動観測班」が、現地に出向いて計画的に調査観測を行い、火山活動に高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化する。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報を発表する。

八甲田山 観測点配置図



八甲田山 GNSS 観測点配置図



小さな白丸 (○) は気象庁、小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関の観測点位置

(国) : 国土地理院、(東) : 東北大学、(防) : 防災科学技術研究所、(青) : 青森県

図 1 - 2 八甲田山観測点配置図 (気象庁火山活動解説資料より)

(3) 火山現象と影響範囲

ア 火山現象

火山現象のうち、避難までの時間的猶予がほとんどない現象で防災対策上重要度の高いものとして、大きな噴石、火砕流と融雪型火山泥流等がある。

表 1-2 八甲田山で想定される火山現象

想定される主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	<p>爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 20～30 cm 以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4 km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。</p>
小さな噴石・火山灰（降灰）	<p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から 10 km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。</p> <p>火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p>
溶岩流(溶岩ドーム)	<p>マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象のこと。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。</p>
火砕流	<p>火砕流は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、地表に沿って高速で流れ下る現象のこと。場合によってはその速度が 100 km/h を超えることもあるため、発生を確認してから避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災の恐れもある。</p>
火砕サージ	<p>火砕サージは火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く高速で流れ下るという点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流と比べて温度が低いが、100℃近くになることもありうる。</p>

融雪型火山泥流	噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。
火口湖決壊型泥流	噴火に伴い湖や沼（八甲田山では地獄沼をいう）の水があふれ出て土砂や泥を巻き込んで流れ下る現象。
降灰後の降雨による土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰と多量の雨水が混合して流れ下る現象のこと。火山噴出物が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する高温のガスのこと。火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している（八甲田山では平成9年及び平成22年に死亡事故発生）。
その他の現象	空振：噴火などによって周囲の空気が振動して衝撃波となって大気中に伝播する現象のこと。爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。 火山性地震：マグマの移動等に伴い発生する地震を火山性地震という。

[気象庁 HP 主な火山災害] （一部表現修正）

イ 対象となる火山現象の影響範囲

①大岳火口 マグマ噴火の場合の想定影響範囲（火口周辺拡大図）

警戒が必要な範囲 大岳火口から概ね2 km以内の範囲（レベル2）

警戒が必要な範囲 大岳火口から概ね6 km以内の範囲（レベル3、4、5）

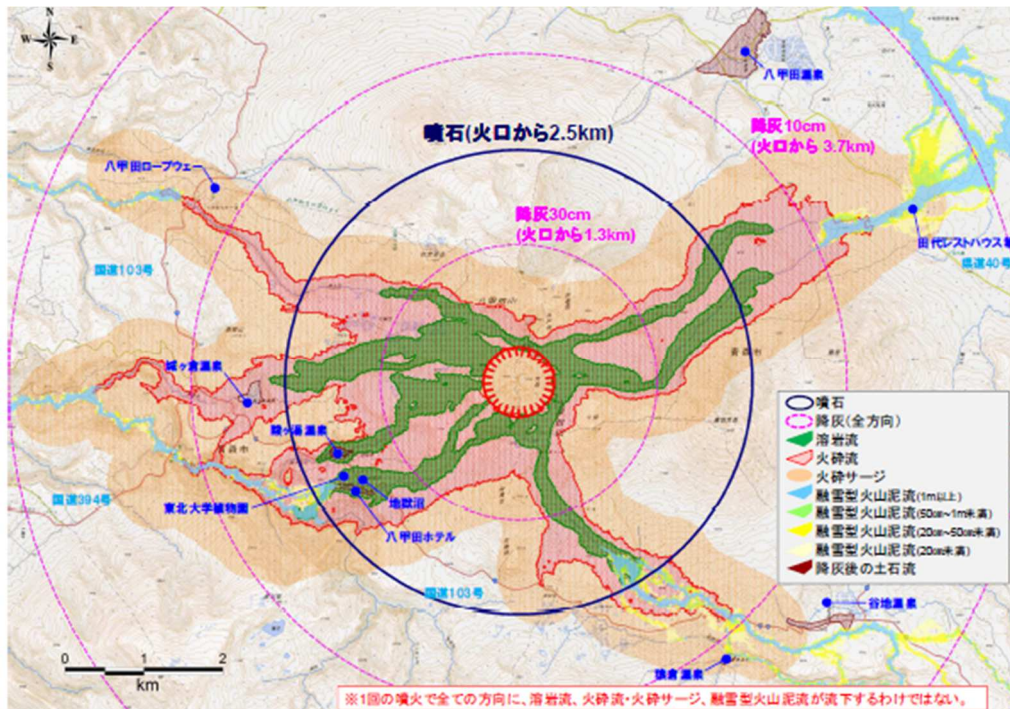


図 1 - 3 八甲田山（大岳）の噴火影響範囲図（火口周辺拡大図） [地理院地図使用]

②大岳火口 マグマ噴火の場合の想定影響範囲

警戒が必要な範囲 融雪型火山泥流の影響が及ぶとされる範囲（レベル4、5）

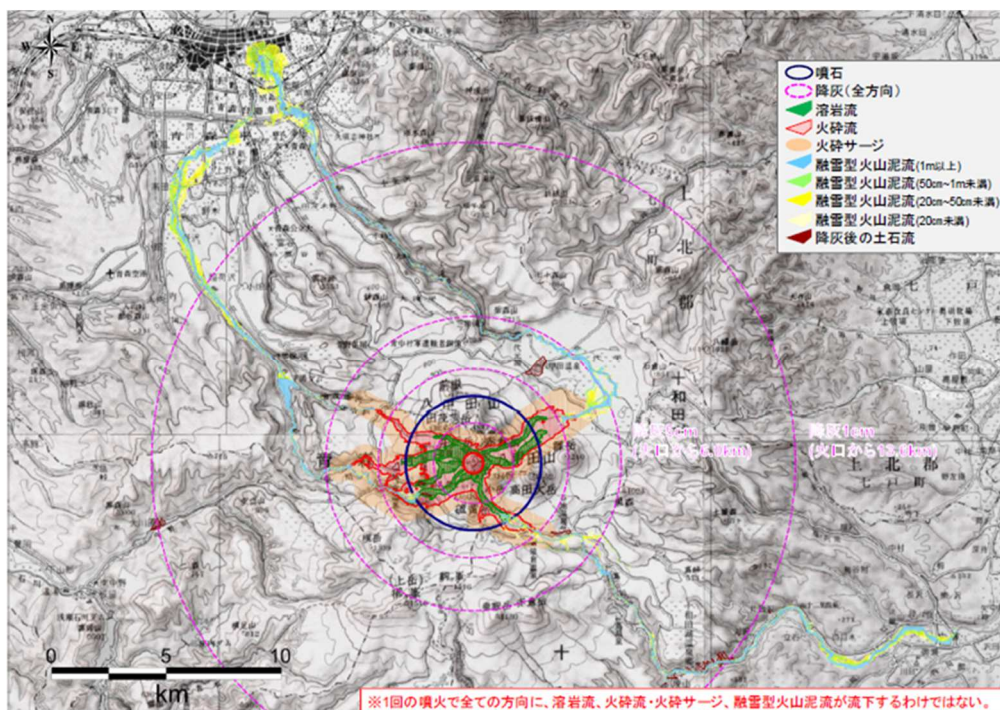


図 1 - 4 八甲田山（大岳）の噴火影響範囲図 [地理院地図使用]

③地獄沼火口 水蒸気噴火の場合の想定影響範囲

警戒が必要な範囲 地獄沼火口から概ね1 km以内の範囲（レベル2）

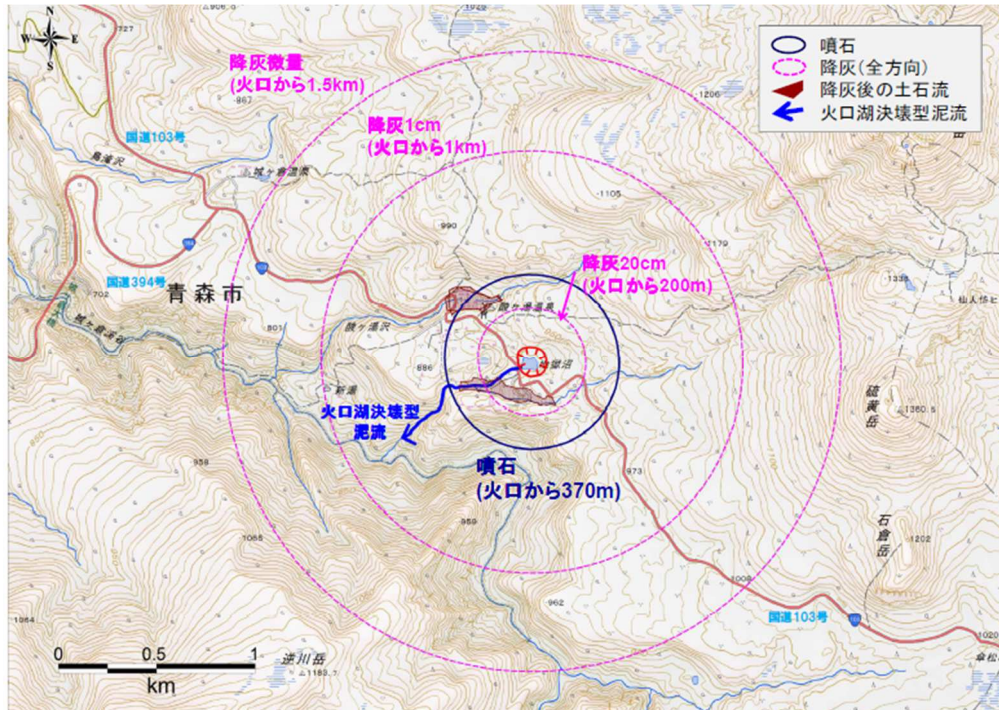


図 1-5 八甲田山（地獄沼）の噴火影響範囲図 [地理院地図使用]

ウ 噴火シナリオ

八甲田山の噴火履歴などから、想定される噴火様式や火山活動の推移とそれに伴う現象を整理した。（図 1-6 参照）



*火口が特定できない場合は、大岳火口及び地獄沼火口に対して噴火警戒を発表する。

図 1-6 八甲田山の噴火シナリオ

①噴火様式

過去の活動実績に基づき、最新の噴火である水蒸気噴火と、過去1万年間で実績のあるマグマ噴火を想定する。

②想定される火山現象

- ・水蒸気噴火 噴石、降灰、火口湖噴出型泥流、降灰後の降雨による土石流
- ・マグマ噴火 噴石、降灰、溶岩流（溶岩ドーム）、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流

③想定火口

過去1万年間での噴火が集中していること及び最新の溶岩を流出した大岳を想定火口とし、大岳周辺の火口地形を包含する範囲（半径450mの円）を想定火口とした。

また、最も噴気・温泉活動が盛んな地域で、かつ最新の水蒸気噴火の実績がある地獄沼を想定火口とし、地獄沼周辺の凹地形を想定火口とした。

エ 噴火警戒レベル

本計画は、八甲田山の噴火警戒レベルに基づくものとする。

表 1 - 3 八甲田山の噴火警戒レベル

八甲田山 噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 大岳火口 約 4800 年前の噴火、約 4200 年前の噴火、約 3100 年前の噴火
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・融雪型火山泥流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 なし
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	・大岳火口から、大きな噴石と溶岩流が概ね 3 km、火砕流・火砕サージが概ね 6 km の範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 ・大岳火口から、大きな噴石が概ね 3 km、溶岩流が概ね 2 km、火砕流・火砕サージが概ね 5 km の範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 ・積雪期は、大岳火口から概ね 6 km の範囲内に融雪型火山泥流が到達、またはその可能性 【過去事例】 1 世紀頃の噴火
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入り規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	・大岳火口から、大きな噴石が概ね 2 km の範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 【過去事例】 なし ・地獄沼火口から、大きな噴石が概ね 1 km の範囲内に影響を及ぼす噴火の発生、またはその可能性 【過去事例】 地獄沼火口 13~14 世紀の噴火 15~17 世紀の噴火 (2 回)
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入り規制、特定地域の避難準備等が必要。	・火山活動は静穏 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等が噴出する可能性

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※特定地域とは八甲田山の想定火口に近い所に位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。早期に避難等の対応が必要になることがある。

※火口が特定できない場合は、大岳火口及び地獄沼火口の両方に対して噴火警報を発表する。

表1-4 八甲田山 噴火警戒レベル毎の警戒が必要な範囲

八甲田山 噴火警戒レベル毎の警戒が必要な範囲

種別	名称	対象範囲	レベル(キ ワード)	警戒が必要な範囲
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	大岳火口 大きな噴石：火口から概ね3km以内の範囲 溶岩流：火口から概ね3km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：火口から概ね6km以内の範囲 融雪型火山泥流：堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川の河川流域(居住地域を含む)
			4 (避難準備)	大岳火口 大きな噴石：火口から概ね3km以内の範囲 溶岩流：火口から概ね3km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：火口から概ね6km以内の範囲 融雪型火山泥流：堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川の河川流域(居住地域を含む)
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	大岳火口 大きな噴石：火口から概ね3km以内の範囲 溶岩流：火口から概ね3km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：火口から概ね6km以内の範囲 ※大規模噴火に伴う融雪型火山泥流の発生が予想される場合は、噴火警戒レベル4に引き上げる。
				大岳火口 大きな噴石：火口から概ね3km以内の範囲 溶岩流：火口から概ね2km以内の範囲 火砕流・火砕サージ：火口から概ね5km以内の範囲 融雪型火山泥流：火口から概ね6km以内の河川流域(堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川、涸沢)
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	大岳火口 大きな噴石：火口から概ね2km以内の範囲
				地獄沼火口 大きな噴石：火口から概ね1km以内の範囲
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	警戒が必要な範囲

* 融雪型火山泥流の警戒範囲は積雪期のみ

* 各レベルを維持したまま、火山活動状況に応じて警戒範囲を縮小することがある

* 火口が特定できない場合は、大岳火口及び地獄沼火口の両方に対して噴火警報を発表する

1.3 避難計画の基本的事項

(1) 火口周辺規制及び入山規制の範囲

本計画で想定する火口周辺規制、入山規制の範囲は以下のとおりである。

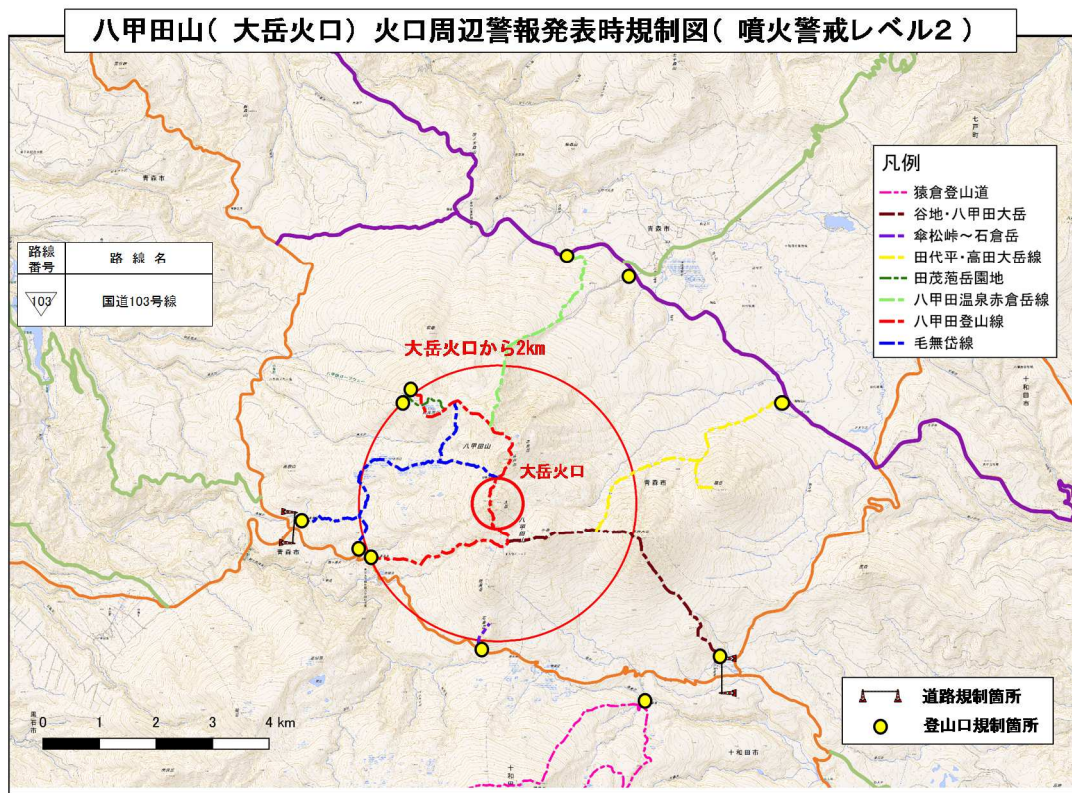


図1-7 火口周辺規制(大岳火口)の範囲 [地理院地図使用]

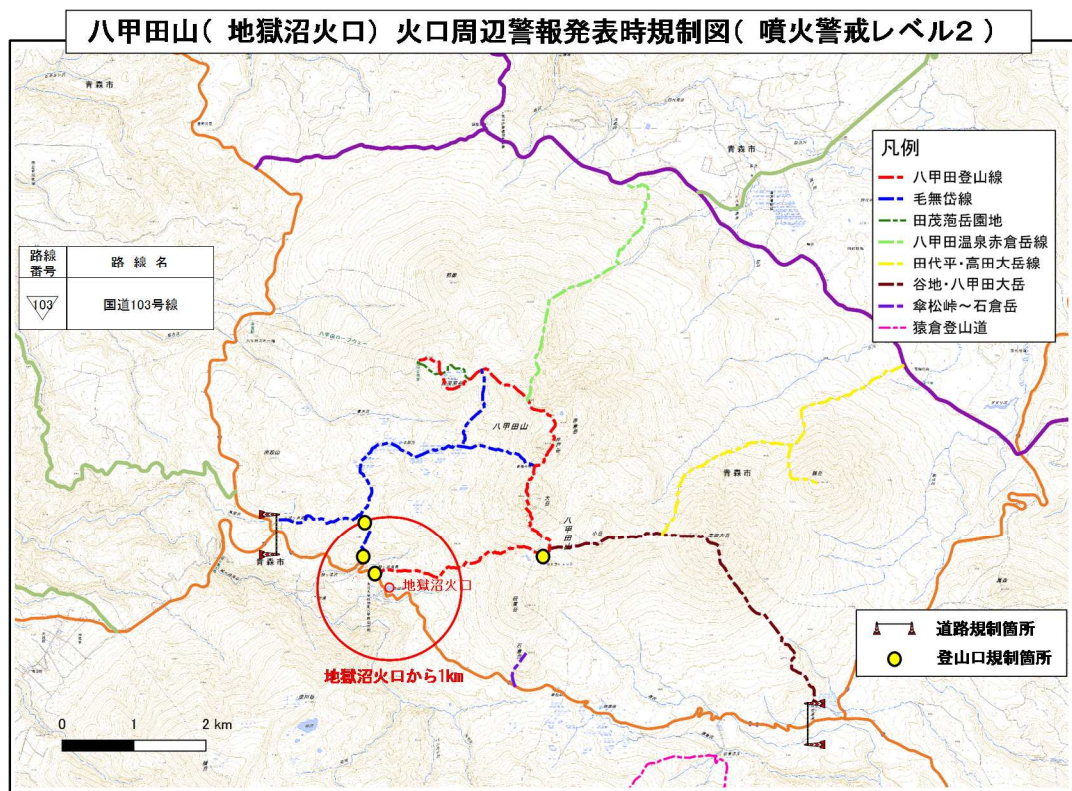


図1-8 火口周辺規制(地獄沼火口)の範囲 [地理院地図使用]

八甲田山(大岳火口) 火口周辺警報発表時規制図(噴火警戒レベル3)

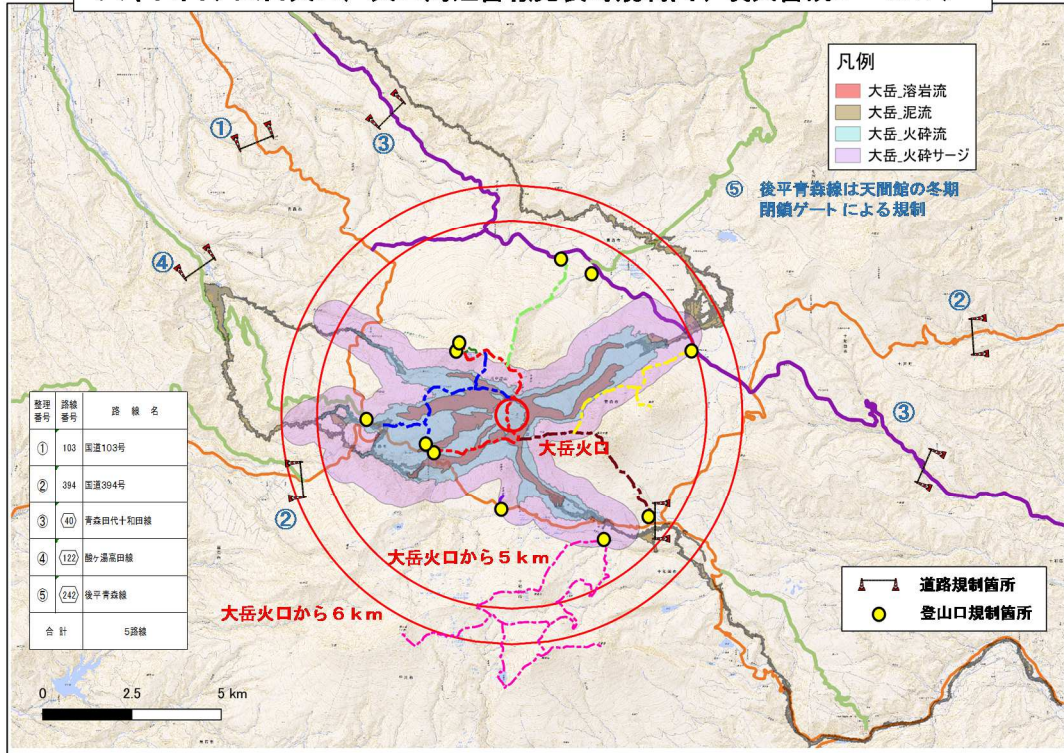


図1-9 入山規制の範囲 [地理院地図使用]

(2) 特定地域

特定地域とは八甲田山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。これらの地域は、噴火警戒レベル2または3発表時に避難勧告等の発令を行い、避難等の対応を行うなど、早期の対応が必要になることがある。

八甲田山大岳の想定火口から6km以内の温泉等については、ある程度まとまった数以上の住民が通年かつ常時居住しているため、観光客や観光施設従業員が中心となる地域及び駒込字深沢地区等を「特定地域」として対応する。

特定地域は、表1-5のとおりである。

表1-5 八甲田山における特定地域

自治体	特定地域名称	特定地域に含まれる施設等の名称	避難対象となる噴火警戒レベル	備考
青森市	地獄沼周辺温泉施設等	酸ヶ湯温泉	レベル2（地獄沼火口） レベル2（大岳火口）	
		東北大学植物園		冬期閉鎖
		八甲田ホテル		
		酸ヶ湯キャンプ場		冬期閉鎖
	八甲田山西側温泉施設	ホテル城ヶ倉	レベル3（大岳火口）	
	八甲田ロープウェイ周辺施設	八甲田ロープウェイ山頂公園駅	レベル2（大岳火口）	
		八甲田ロープウェイ山麓駅	レベル3（大岳火口）	
		八甲田山荘		
		八甲田パーク		
		八甲田リゾートホテル		
	駒込深沢周辺地区	駒込字深沢地区	レベル3（大岳火口）	
		みちのく深沢温泉		冬期閉鎖
		八甲田温泉		冬期閉鎖
	荒川字寒水沢地区	荒川字寒水沢地区	レベル3（大岳火口）	
田代平キャンプ場周辺施設	田代レストハウス箒場	レベル3（大岳火口）	冬期閉鎖	
	銅像茶屋		冬期閉鎖	
	又兵衛の茶屋		冬期閉鎖	
十和田市	鳶川周辺温泉施設	猿倉温泉	レベル3（大岳火口）	冬期閉鎖
		谷地温泉		

(3) 噴火警戒レベルに応じた避難対象地区

噴火警戒レベルに応じた避難対象地区は以下のとおりである。

(ア) 非積雪期（火口周辺に積雪がない場合）の影響範囲と避難単位

<青森市>

噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
噴火警戒レベル3	駒込字深沢（特定地域） 荒川字寒水沢（特定地域）	大きな噴石 火砕流・火砕サージ

<十和田市> なし

(イ) 積雪期（火口周辺に積雪がある場合）の影響範囲と避難単位

<青森市>

噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
噴火警戒レベル3	駒込字深沢（特定地域） 荒川字寒水沢（特定地域）	大きな噴石 火砕流・火砕サージ
噴火警戒レベル4 又は5	花園1丁目 花園2丁目 松原1丁目 松原2丁目 松原3丁目 松森1丁目 松森2丁目 松森3丁目 佃1丁目 佃2丁目 桜川1丁目 桜川2丁目 桜川3丁目 桜川4丁目 桜川5丁目 桜川6丁目 桜川7丁目 桜川8丁目 桜川9丁目 中佃1丁目 中佃2丁目 奥野2丁目 奥野3丁目 南佃1丁目 筒井3丁目 筒井4丁目 筒井字桜川 古館1丁目 駒込字見吉 駒込字桐ノ沢 幸畑字唐崎 幸畑字谷脇 幸畑字阿倍野 田茂木野字阿倍野 田茂木野字田茂木野 問屋町1丁目 第2問屋町1丁目 第2問屋町4丁目 妙見1丁目 卸町 八ツ役字芦谷 牛館字松枝 上野字有原 上野字山辺 荒川字筒井 金浜字船岡 金浜字伊吹 高田字日野 高田字川瀬 大別内字西田 野沢字沢部 野沢字横手 野沢字稲荷沢 野沢字川部	融雪型火山泥流

<十和田市>

噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
噴火警戒レベル4 又は5	焼山地区 十和田湖温泉郷地区 淵沢地区 片貝沢地区 百目木地区 両泉寺地区 法量地区 川口地区 朽久保地区 大畑野地区 立石地区 冷水道交地区 中川原地区 新川原地区 下川目地区 小沢口地区 鳶温泉地区	融雪型火山泥流

2 事前対策

2.1 防災体制の構築

(1) 八甲田山火山防災協議会

八甲田山火山防災協議会は、青森県、関係市町村及び気象台、警察、消防などの関係機関の連携を確立し、平常時から八甲田山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成25年9月に設置された。その後、平成27年12月の活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、平成28年4月に同法第4条第1項の規定に基づく法定協議会へ移行した。八甲田山火山防災協議会の構成員は表2-1のとおりである。

表2-1 八甲田山火山防災協議会構成員

区分 (法第4条第2項中 該当する号)	所属	職名(氏名)	備考
都道府県 (第1号)	青森県	知事	会長
市町村 (第1号)	青森市	市長	
	十和田市	市長	
地方気象台等 (第2号)	仙台管区気象台	台長	
	青森地方気象台	台長	
地方整備局 (第3号)	東北地方整備局	局長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第9師団	師団長	
警察(第5号)	青森県警察本部	本部長	
消防 (第6号)	青森地域広域事務組合消防本部	消防長	
	弘前地区消防事務組合消防本部	消防長	
	十和田地域広域事務組合消防本部	消防長	
火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科	教授 三浦 哲	
	弘前大学理工学部	教授 小菅 正裕	
	弘前大学理工学部	講師 佐々木 実	
	秋田大学国際資源学部	教授 大場 司	
その他 (第8号)	東北森林管理局青森森林管理署	署長	
	東北森林管理局三八上北森林管理署	署長	
	国土地理院東北地方測量部	部長	
	環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	所長	
	青森県危機管理局	局長	副会長
	青森県農林水産部	部長	
	青森県県土整備部	部長	
	青森県観光国際戦略局	局長	
	黒石市	市長	
	平川市	市長	

(2) 県及び市町村等の防災体制

青森県、青森市、十和田市は、噴火時等において、八甲田山の火山の活動状況に応じた防災体制をとり、避難誘導等の防災対応にあたる。八甲田山の噴火及び火山災害の発生のおそれがある場合に、八甲田山の活動に関する情報等の収集、避難誘導等に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、青森県、青森市、十和田市は、それぞれの判断に基づき、噴火警戒レベルに応じ災害対策本部等を設置する。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は表 2-2 及び表 2-3 の通りである。

表 2-2 噴火警戒レベルに応じた配備態勢（青森県）

噴火警戒レベル	青森県
1（活火山であることに留意）	（なし）
2（火口周辺規制）	災害情報連絡室
3（入山規制）	災害警戒本部
4（避難準備）	災害対策本部
5（避難）	災害対策本部

※ 状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず災害対策本部等を設置する場合がある。

表 2-3 噴火警戒レベルに応じた配備態勢（青森市、十和田市）

噴火警戒レベル	青森市	十和田市
1（活火山であることに留意）	（なし）	（なし）
2（火口周辺規制）	情報連絡体制	情報連絡体制
3（入山規制）	警戒対策本部	情報連絡体制
4（避難準備）	警戒対策本部	災害警戒対策本部
5（避難）	災害対策本部	災害対策本部

※ 状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず災害対策本部等を設置する場合がある。

(3) 協議会の構成機関の役割

八甲田山の噴火に係る関係機関の主な役割と体制は表2-4のとおりである。

表2-4 八甲田山の噴火に係る関係機関の防災体制

主体		噴火時の主な役割と体制
国	気象庁（仙台管区気象台、青森地方気象台）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火活動の監視、観測、噴火警報・予報の発表及び伝達 ・関係機関に対する随時の情報提供、火山活動の解説 ・現地調査
	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・道路規制情報の提供 ・緊急調査（降灰量調査等）及び土砂災害緊急情報の通知および周知等 ・避難のための立退きの指示等の解除に関する助言
	林野庁	<ul style="list-style-type: none"> ・入林者への規制情報の提供、林道への立入規制実施 ・標識等の設置 ・降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査の実施
	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・火山情報、防災情報の発信 ・登山道規制、看板設置
	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡、避難者の救助、搬送等
県	青森県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報連絡室（レベル2）、災害警戒本部（レベル3）、災害対策本部（レベル4、5） ※状況に応じて変更の場合あり ・火山情報の収集、発信 ・土石流対策 ・登山道規制及び道路規制 ・看板の設置 ・林野火災の消火 ・観光客等に対する情報提供 ・風評被害対策 ・自衛隊災害派遣要請
市	青森市	<p>（平時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒避難体制の強化・拡充 ・住民等の防災活動の促進、環境整備 ・研究及び観測等の促進 ・避難道路の整備 ・観光客等の安全確保対策 <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制（レベル2）、警戒対策本部（レベル3、4）、災害対策本部（レベル5） ※状況に応じて変更の場合あり ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の要求 ・登山道規制及び道路規制 ・避難勧告等の発令及び各種規制 ・警戒区域の設定 ・避難の指示、誘導 ※ 異常現象の報告・臨時の解説情報によっては、特定地域の一部に避難勧告等の発令等の防災対応を行う。
	十和田市	<p>（平時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒避難体制の強化・拡充 ・住民等の防災活動の促進、環境整備 ・研究及び観測等の促進 ・避難道路の整備 ・観光客等の安全確保対策 <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡体制（レベル2、3）、災害警戒対策本部（レベル4）、災害対策本部（レベル5） ※状況に応じて変更の場合あり ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の要求 ・登山道規制及び道路規制 ・避難勧告等の発令及び各種規制 ・警戒区域の設定 ・避難の指示、誘導
	黒石市 平川市	<p>（平時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒避難体制の強化・拡充 ・住民等の防災活動の促進、環境整備 ・研究及び観測等の促進 ・避難道路の整備 ・観光客の安全確保対策 <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・避難の指示、誘導 ・周辺市町村の支援
消防本部		<ul style="list-style-type: none"> ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・救助活動、避難誘導
青森県警察本部		<ul style="list-style-type: none"> ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・救助活動、避難誘導、道路規制
その他の八甲田山火山防災協議会 構成機関		<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域、立入規制範囲の協議・検討 ・規制範囲の拡大、縮小に関する協議 等

(4) 広域一時滞在の体制構築

青森市、十和田市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、他市町村への受入について、青森県に対し協議を求めるものとする。

青森県は、被災市町村から協議要求があった場合、被災市町村以外の市町村、または、他の都道府県と協議を行うものとする。また、被災市町村の行政機能が著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、被災市町村の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする

2.2 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する予報・警報・情報

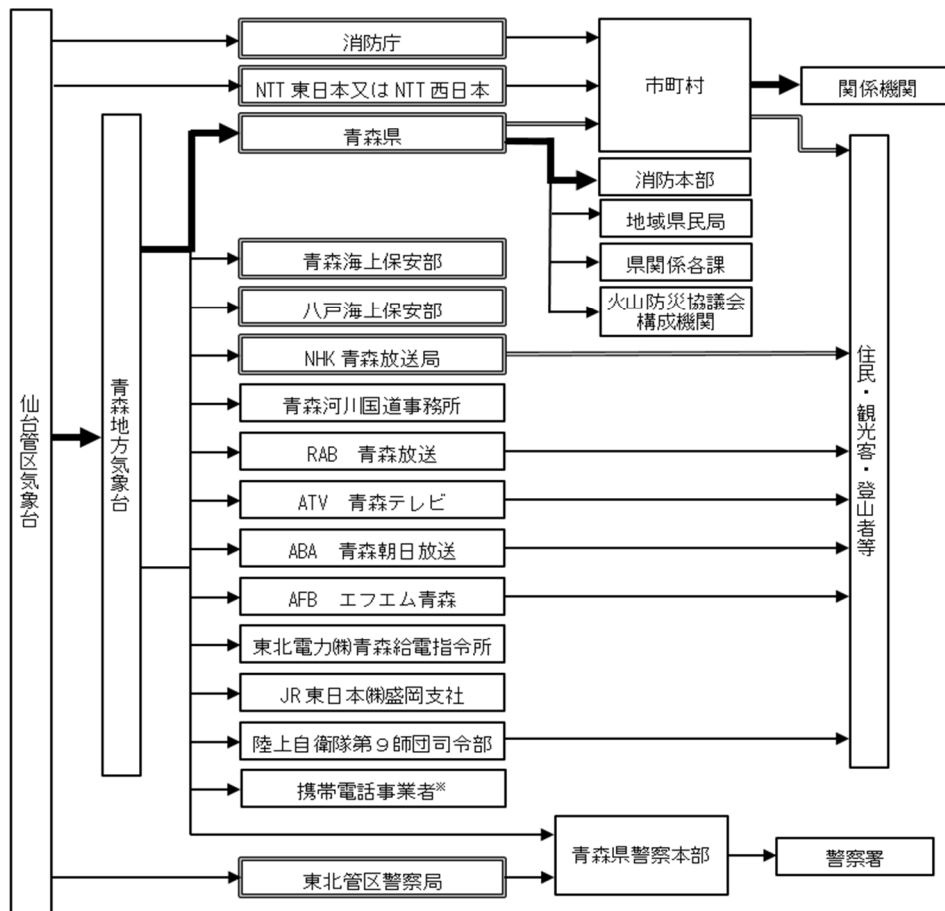
協議会構成機関が防災対応のために収集する火山に関する情報は表2-5のとおりである。

表2-5 収集する火山に関する情報

種類	内容	発信元
噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表する。 「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表する。	気象庁
噴火予報	予想される火山現象が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。	
降灰予報（定時）	噴火により降灰のおそれがある火山に対して噴火の発生にかかわらず定期的に発表。	
降灰予報（速報）	噴火発生後1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を示し、噴火後速やかに（5分から10分）に発表。	
降灰予報（詳細）	噴火発生から6時間先まで予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、噴火後20分から30分で発表する。	
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。	
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。 火山活動のリスクが高まったと判断する場合、またはリスクの高まりが否定できない場合に、「臨時」であることを明記して発表します（以下、臨時の解説情報）という。）。	
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報。	
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報、降灰予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報等で、気象庁または仙台管区气象台が発表。 ○火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。 ○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月1回発表する。 ○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。	
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。	国土交通省

(2) 協議会の構成機関における情報伝達・共有

協議会の構成機関は、気象庁等から発表される情報や、青森市、十和田市が発表する避難情報等を以下の系統で共通・伝達する。



- 〔※ 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される〕
- 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
- 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路

図 2-1 噴火警報・予報等の情報伝達系統図

(3) 登山者、住民等への情報伝達と手段

ア 登山者等への情報伝達と手段

青森県、青森市、十和田市は、火山活動が活発化した際に、防災行政無線やラジオ、緊急速報メールのほか火山の周辺施設のスピーカー等により、登山道規制の実施や早期下山を呼びかける。また、事前に登山道等における周知看板の設置やホームページによる情報提供を実施することにより、八甲田山が火山であることや噴火した際の対応等を周知する。

イ 住民等への情報伝達と手段

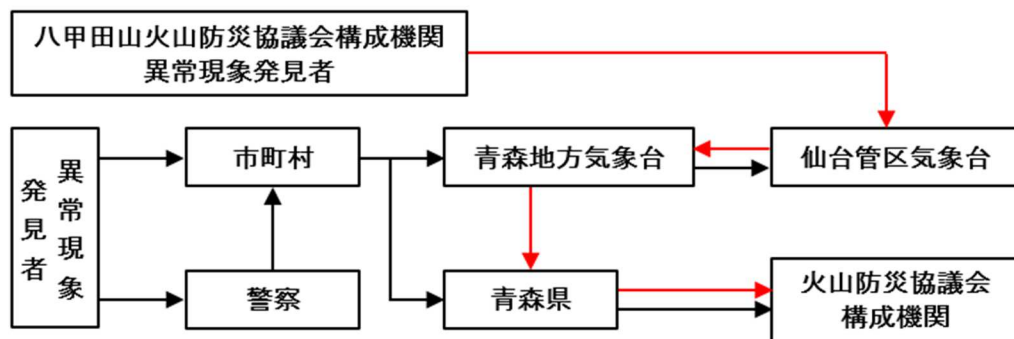
青森県、青森市、十和田市は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等により火山活動の状況に応じた住民等への速やかな情報伝達や広報を行う。

(4) 異常現象等の報告等

八甲田山は活火山であり、噴火の前兆現象が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に噴火警戒レベルや災害形態が移行していくと予想される。これらのことから、登山者、住民等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する。

ア 通報体制

青森県、青森市、十和田市は、住民等や登山者等及び観光施設等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合に、通報を受け、速やかに協議会構成機関と共有を図ることができる体制を確保する。通報体制は図2-2のとおり。異常現象が発見された場合、関係機関は電話連絡で情報共有を図り、必要に応じて、火山防災協議会を開催するものとする。



※ 黒矢印は災害対策基本法第54条による情報の伝達系統

※ 赤矢印は、気象庁「噴火速報等の改善について」に基づく情報の伝達系統

図2-2 異常現象等通報系統図

イ 通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、表2-6のとおりである。

なお、住民や登山者及び観光施設等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

表2-6 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常

○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	短周期での微動の発生
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

ウ 異常現象の調査と速報

青森県、青森市、十和田市、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

○ 速報の内容

- ・ 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- ・ 発生場所（どの火口で確認されたか）
- ・ 発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

仙台管区気象台は、必要に応じ火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

2.3 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと避難勧告等の発令基準

噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難勧告等の発令基準は概ね以下のとおりである。

表 2-7 噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難勧告等の発令

噴火警報の種類	警戒範囲	避難勧告等
噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報 （噴火警戒レベル2）	大岳火口 ・ 火口から概ね 2 km 以内の範囲 地獄沼火口 ・ 火口から概ね 1 km 以内の範囲	・ 警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令 ・ 警戒範囲周辺の特定地域へ避難準備・高齢者等避難開始を発令
噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報 （噴火警戒レベル3）	大岳火口 ・ 火口から概ね 5 km 以内の範囲 ・ 火口から概ね 6 km 以内の河川流域 (堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川、澗沢)	・ 火口から概ね 5 km 以内の警戒範囲 (特定地域含む) へ避難指示（緊急）を発令 ・ 警戒範囲周辺の特定地域へ避難準備・高齢者等避難開始を発令
	大岳火口 ・ 火口から概ね 6 km 以内の範囲 ※大規模噴火に伴う融雪型火山泥流の発生が予想される場合は、噴火警戒レベル4に引き上げる。	・ 警戒範囲（特定地域含む）へ避難指示（緊急）を発令
噴火警報（居住地域） または噴火警報 （噴火警戒レベル4）	大岳火口 ・ 火口から概ね 6 km 以内の範囲 ・ 堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川の河川流域（居住地域を含む）	・ 火口から概ね 6 km 以内の警戒範囲 (特定地域含む) へ避難指示（緊急）を発令 ・ 河川流域の警戒範囲へ避難準備・高齢者等避難開始を発令

噴火警報（居住地域） または噴火警報 （噴火警戒レベル5）	大岳火口 ・火口から概ね6 km以内の範囲 ・堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川の河川 流域（居住地域を含む）	・警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令
-------------------------------------	--	-------------------

※ 上表のほか、住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発令する。

（２）指定緊急避難場所の指定

八甲田山において使用を想定している指定緊急避難場所はない。

ただし、突発的に噴火した場合、八甲田山周辺の観光施設等へ避難誘導させ、一時待機させる可能性がある。（一時待機場所からバス等の輸送手段により避難所等へ移送する。）

（３）指定避難所の指定

八甲田山において使用を想定している指定避難所は以下のとおり。

（ア）噴火警戒レベル2または3（火口周辺規制または入山規制）

<青森市>

避難所	住所	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
戸山西小学校	青森市蛸沢三丁目 1-1	017-743-7722	972	486
荒川市民センター	青森市大字荒川字柴田 129-1	017-739-2343	705	352
計 2か所			1,677	838

<十和田市> なし

（イ）噴火警戒レベル4または5（避難準備または避難）

<青森市>

避難所	住所	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
菟町小学校	青森市青柳二丁目 7-25	017-734-2004	1,090	545
リンクステーションホール青森	青森市堤町一丁目 4-1	017-773-7300	4,422	2,211
橋本小学校	青森市橋本一丁目 9-17	017-734-6136	1,395	697
協同組合タッケン美術展示館	青森市新町二丁目 7-1	017-773-1770	978	489
浦町小学校	青森市中央二丁目 17-13	017-734-2704	918	459
アピオ青森	青森市中央三丁目 17-1	017-732-1010	729	364
県民福祉プラザ	青森市中央三丁目 20-30	017-777-9191	716	358
カクヒログループスタジアム	青森市合浦二丁目 9-1	017-743-3361	2,446	1,223
みち銀ドリームスタジアム	青森市合浦一丁目 13-1	017-765-6200	2,242	1,121
合浦小学校	青森市茶屋町 32-17	017-741-3001	1,524	762
浪打中学校	青森市合浦一丁目 11-10	017-741-6461	1,327	663
浪打小学校	青森市浪打一丁目 4-1	017-742-3347	2,160	1,080
青森明の星短期大学	青森市浪打二丁目 6-32	017-741-0123	742	371
造道小学校	青森市造道三丁目 4-16	017-741-0614	1,167	583

造道中学校	青森市造道二丁目 14-1	017-741-3413	2,876	1,438
佃中学校	青森市中佃二丁目 7-1	017-742-4251	1,000	500
小柳小学校	青森市小柳四丁目 6-1	017-741-1285	811	405
県立保健大学	青森市大字浜館字間瀬 58-1	017-765-2000	1,548	774
青森商業高等学校	青森市戸山字安原 7-1	017-765-6030	2,052	1,026
浜館小学校	青森市大字田屋敷字下り松 17	017-742-2141	734	367
東部市民センター	青森市原別三丁目 8-1	017-736-6255	501	250
青森東高等学校	青森市原別三丁目 1-1	017-736-2444	2,025	1,012
青森東中学校	青森市大字八幡林字熊谷 28	017-726-2136	1,318	659
青森高等学校	青森市桜川八丁目 1-2	017-742-2411	1,616	808
筒井小学校	青森市筒井一丁目 1-1	017-741-6561	703	351
筒井中学校	青森市桜川八丁目 15-1	017-741-7161	1,985	992
青森県総合学校教育センター	青森市大字大矢沢字野田 80-2	017-764-1997	2,779	1,389
幸畑小学校	青森市大字幸畑字松元 50-2	017-738-0939	700	350
青森中央学院大学	青森市大字横内字神田 12-1	017-728-0121	1,078	539
青森大学	青森市幸畑二丁目 3-1	017-738-2001	1,594	797
青森公立大学	青森市大字合子沢字山崎 153-4	017-764-1555	1,980	990
横内小学校	青森市大字野尻字野田 60	017-738-2241	731	365
横内中学校	青森市大字四ツ石字里見 64-6	017-738-2143	844	422
ねむのき会館	青森市大字野尻字今田 52-4	017-738-5033	968	484
青森高等技術専門学校	青森市大字野尻字今田 43-1	017-738-5065	927	463
横内市民センター	青森市大字横内字亀井 28-2	017-738-8723	810	405
戸山市民センター	青森市蛸沢四丁目 1-4	017-743-0720	692	346
戸山中学校	青森市赤坂一丁目 1-1	017-741-4384	1,060	530
戸山西小学校	青森市蛸沢三丁目 1-1	017-743-7722	972	486
原別小学校	青森市大字原別袖崎 8	017-726-3100	1,126	563
青森工業高等学校	青森市大字馬屋尻字清水流 204-1	017-737-3600	2,327	1,163
東陽小学校	青森市大字宮田字玉水 181-1	017-726-2227	976	488
盛運輸アリーナ	青森市大字浜田字豊田地内	017-739-9500	8,732	4,366
荒川市民センター	青森市大字荒川字柴田 129-1	017-739-2343	705	352
大野小学校	青森市東大野一丁目 3-1	017-739-8338	1,275	637
青森刑務所	青森市大字荒川字藤戸 88	017-739-2101	435	217
青森県社会教育センター	青森市大字荒川字藤戸 119-7	017-739-1251	733	366
青森中央高校	青森市東大野一丁目 22-1	017-739-5135	2,760	1,380
計 49か所			73,229	36,606

<十和田市>

避難所	住所	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
第一中学校	十和田市大字奥瀬字生内 32-6	0176-72-2164	1,116	558
法奥小学校	十和田市大字奥瀬字下川目 102-2	0176-72-2002	929	465
西コミュニティセンター	十和田市大字奥瀬字中平 70-3	0176-72-2313	462	231
旧包括支援センター	十和田市大字奥瀬字中平 61-1	0176-72-2995	187	94
沢田悠学館	十和田市大字沢田字下洗 21-1	0176-73-2012	1,018	509
計 5 か所			3,812	1,857

(4) 避難対象地区に対する指定避難所の割当・避難経路

(ア) 噴火警戒レベル2または3 (火口周辺規制または入山規制)

<青森市>

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
駒込字深沢	27	35	自主防災組織	戸山西小学校	青森田代十和田線
荒川字寒水沢	6	7	自主防災組織	荒川市民センター	酸ヶ湯高田線
計	33	42			

(イ) 噴火警戒レベル4または5 (避難準備または避難)

<青森市>

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
花園1丁目	615	1,193	自主防災組織	カクヒログループスタジアム	国道4号
花園2丁目	952	1,862	自主防災組織	青森商業高等学校 浪打中学校 東部市民センター	国道4号 青森市道
松原1丁目	281	584	自主防災組織	菟町小学校 福祉増進センター	青森浪岡線
松原2丁目	344	648	自主防災組織	橋本小学校	青森浪岡線 国道4号
松原3丁目	543	1,043	自主防災組織	協同組合タッケン美術展示館 リンクステーションホール青森	青森浪岡線 国道4号
松森1丁目	392	754	自主防災組織	小柳小学校 浜館小学校	国道4号 青森市道
松森2丁目	325	671	自主防災組織	青森東中学校 青森東高等学校	青森市道 国道4号
松森3丁目	535	1,155	自主防災組織	カクヒログループスタジアム 合浦小学校 青森明の星短期大学	青森市道 国道4号

佃1丁目	734	1,557	町内会	みちぎんどリームスタジアム 佃中学校	青森市道
佃2丁目	664	1,334	町内会	県立保健大学 造道小学校	青森市道
桜川1丁目	108	234	町内会	筒井小学校	青森市道
桜川2丁目	204	429	町内会	青森中央学院大学	国道103号
桜川3丁目	303	543	町内会	筒井南小学校	青森田代十和田線 青森市道
桜川4丁目	372	742	町内会	青森高等学校	青森市道
桜川5丁目	316	582	町内会	青森県総合学校教育センター 青森高等技術専門学校	青森市道 青森環状野内線
桜川6丁目	361	715	町内会	青森大学	青森市道 青森環状野内線
桜川7丁目	420	981	町内会	筒井中学校	青森市道
桜川8丁目	271	581	町内会	横内小学校 横内中学校	青森市道 青森環状野内線
桜川9丁目	589	1,211	町内会	青森県総合学校教育センター	青森市道
中佃1丁目	686	1,480	町内会	造道中学校 佃中学校	青森市道
中佃2丁目	450	1,077	町内会	青森東高等学校	青森市道 国道4号
奥野2丁目	952	1,861	町内会	リンクステーションホール青森 県民福祉プラザ	青森浪岡線 国道4号 青森市道
奥野3丁目	419	771	町内会	浦町小学校 アピオ青森	青森市道 国道103号
南佃1丁目	490	1,077	町内会	浪打小学校	青森市道
筒井3丁目	458	1,002	自主防災組織	青森工業高等学校	青森市道 国道4号
筒井4丁目	550	1,158	自主防災組織	青森公立大学 ねむのき会館	青森田代十和田線 青森環状野内線 国道103号
筒井字桜川	268	578	町内会	東陽小学校 筒井小学校	青森田代十和田線
古館1丁目	279	534	町内会	原別小学校	国道7号 国道4号
駒込字見吉	91	227	自主防災組織	ねむのき会館	青森環状野内線
幸畑字唐崎	131	267	町内会	戸山市民センター	青森環状野内線
幸畑字谷脇	309	552	町内会	横内市民センター 幸畑小学校	青森環状野内線
幸畑字阿部野	211	419	自主防災組織	戸山西小学校	青森田代十和田線 青森環状野内線

田茂木野字阿部野	107	166	町内会	幸畑小学校	青森田代十和田線
田茂木野字田茂木沢	9	12	町内会	幸畑小学校	青森田代十和田線
駒込字桐ノ沢	299	608	自主防災組織	戸山中学校 戸山市民センター	青森市道 青森環状野内線
問屋町1丁目	223	307	町内会	盛運輸アリーナ	国道4号
第2問屋町1丁目	90	174	町内会	盛運輸アリーナ	国道4号
第2問屋町4丁目	127	248	町内会	盛運輸アリーナ	青森市道
妙見1丁目	215	408	自主防災組織	盛運輸アリーナ	国道103号 国道4号
卸町	91	149	町内会	盛運輸アリーナ	国道103号 国道4号
八ツ役字芦谷	289	584	自主防災組織	盛運輸アリーナ	青森浪岡線 荒川青森(T)線
牛館字松枝	28	65	町内会	大野小学校	荒川青森(T)線
上野字有原	21	43	自主防災組織	荒川市民センター	荒川青森(T)線
上野字山辺	178	453	自主防災組織	青森県社会教育センター 青森刑務所	荒川青森(T)線
荒川字筒井	236	553	自主防災組織	大野小学校	荒川青森(T)線
金浜字船岡	61	129	自主防災組織	青森刑務所	青森環状野内線 荒川青森(T)線
金浜字伊吹	125	289	自主防災組織	荒川市民センター	青森環状野内線 荒川青森(T)線
高田字日野	123	255	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
高田字川瀬	291	703	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
大別内字西田	63	136	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
野沢字沢部	74	155	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
野沢字横手	12	27	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
野沢字稻荷沢	8	20	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
野沢字川部	37	76	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
計	16,330	33,271			

<十和田市>

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
焼山地区	46	61	自主防災組織	第一中学校	国道102号
十和田湖温泉郷地区	37	70	自主防災組織	第一中学校	国道102号
測沢地区	24	64	町内会 消防団	第一中学校	国道102号
片貝沢地区	19	53	自主防災組織	第一中学校	国道102号
百目木地区	42	108	自主防災組織	第一中学校	国道102号
両泉寺地区	23	64	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
法量地区	54	129	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
川口地区	27	79	町内会	沢田悠学館	国道102号
朽久保地区	16	33	町内会	法奥小学校	国道102号
大畑野地区	20	50	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
立石地区	19	45	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
冷水道交地区	16	54	町内会	法奥小学校	国道102号
中川原地区	30	85	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
新川原地区	193	367	自主防災組織	法奥小学校 西コミュニティセンター	国道102号
下川目地区	33	89	自主防災組織	西コミュニティセンター 旧包括支援センター	国道102号
小沢口地区	107	269	自主防災組織	沢田悠学館	国道102号
鳶温泉地区	2	2	事業者 消防団	第一中学校	国道103号 ～ 国道102号
計	708	1,622			

(5) 避難手段等の確保

ア 避難所の開設

青森市、十和田市は、避難勧告等を発令した際は、直ちに避難所を開設する。なお、親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導を行う者（町会長・消防団等）に避難先及び連絡先を報告することとする。

開設する避難所は「(3) 指定避難所」の項目のとおりとし、災害時に速やかに開設できるよう準備を行う。

イ 避難手段

避難手段は、原則として徒歩又は自家用車（相乗り含む）による自力避難、もしくは相互の乗り合い及び青森県、青森市、十和田市が手配するバス等とする。協議会構成機関は必要に応じ、避難手段確保の支援をする。

ウ 輸送力の確保

青森県及び青森市、十和田市が必要と判断した際は、輸送車両を確保し現地へ派遣する。避難に利用できるバス等に関する情報は、次のとおりである。

<青森県>

【災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定】

協定先：公益社団法人 青森県バス協会
住 所：青森県青森市大字浜田字豊田 139-21
電 話：017-739-0571
F A X：017-739-0573

【災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定】

協定先：一般社団法人 青森県タクシー協会
住 所：青森県青森市大字浜田字豊田 139-21
電 話：017-739-0545
F A X：017-739-0448

<青森市>

所管（会社）	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
青森市 （柳川庁舎）	青森市柳川2丁目1-1	017-734-1111	中型バス 1台 マイクロバス 3台	40人 29人

<十和田市>

所管（会社）	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
十和田観光電鉄（株）	十和田市稲生町17-3	0176-23-3131	大型バス 51台 中型バス 7台 小型バス 2台	45人 27人 25人
十和田市タクシー協会	東三番町3-27	0176-23-3155	特大タクシー 2台 中型タクシー 2台 小型タクシー 56台	8人 5人 3人

(6) 避難に際し住民のとりべき行動

住民は、自己の責任において行動すべき内容について理解しておかなければならない。また、行政からの避難情報伝達、避難呼びかけに従い、避難を円滑に行うものとする。

ア 住民及び地域の町会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、ハザードマップ等により火山災害についても把握しておくこと。

イ 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行すること。

ウ 避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。

エ 避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とすること。

オ 近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。

カ 親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先及び連絡先を報告すること。

キ 行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

(7) 観光客等の避難対策

ア 避難に関する情報の伝達

- ・噴火警戒レベルが引き上げられた際に、青森市及び十和田市は火口周辺に位置する施設に対し、電話により当該情報と避難に関する情報を伝達する。（施設については表 2-1 3 参照）
- ・市町村から観光案内所等にも規制に関する情報等を伝達する。

イ 避難所

帰宅困難になった登山者、観光客等を対象として、以下の避難所を開設する。

(ア) 対 象：帰宅困難になった登山者、観光客等

(イ) 避難所一覧

<青森市>

避難所名	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
リンクモア平安閣市民ホール	青森市柳川一丁目 2-14	017-722-3770	1,198	599
マエダアリーナ	青森市大字宮田字高瀬 22-2	017-737-0600	10,336	5,168

<十和田市>

避難所名	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
西コミュニティセンター	十和田市大字奥瀬字中平 70-3	0176-72-2313	462	231

2.4 救助体制の構築

(1) 救助に関する情報共有体制

青森市、十和田市は、噴火災害の現場における逃げ遅れた者や行方不明者の捜索・救助活動に関して、青森県、警察、消防、自衛隊と協議し調整を図り、互いに連携のとれた救助体制を構築する。

青森県、青森市、十和田市、警察は、連携して、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況などを収集し、関係機関で共有する体制を整備する。

(2) 救助に関する資機材等

警察、消防、自衛隊による救助活動等に必要となる資機材の例は以下のとおりである。今後、各資機材の配備が必要である。

表 2-8 救助活動等に必要となる資機材の例

格納資機材
火山性ガス検知器
防毒マスク
軽量救助担架
スコップ
ゾンデ棒
スパッツ (ゲイター) /ストック
バックパック
ドローン (無人ヘリ)

(3) 医療体制

噴火災害時に負傷者を搬送することが想定される医療機関、負傷者の搬送や警察、消防、自衛隊による救助活動のために使用が想定される活動拠点、防災ヘリコプター臨時場外離着陸場等は、以下のとおり。

表 2-9 使用が想定される医療機関

病院名	所在地	電話番号	備考
青森県立中央病院	青森市東造道 2 丁目 1-1	017-726-8315	救命救急センター設置
青森市民病院	青森市勝田 1 丁目 14-20	017-734-2171	
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町 14-8	0176-23-5121	
黒石病院	黒石市北美町 1 丁目 70	0172-52-2121	
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町 53	0172-33-5111	高度救命救急センター設置
八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平 1	0178-31-5005	救命救急センター設置 (広範囲熱傷集中治療室)

表 2 - 1 0 使用が想定される活動拠点

拠点名	UTM ポイント	所在地	管理者	連絡先
三内丸山遺跡	54TVL74431787	青森市大字三内字丸山 305 番地	青森県	017-781-6078
青森県総合運動公園	54TVL75351732	青森市大字安田字近野 234-7	スポーツ青い森グループ	017-739-1252
青森県総合社会教育センター	54TVL77961614	青森市大字荒川字藤戸 119-7	青森県総合社会教育センター	017-739-1252
青森県営スケート場	54TVL79011629	青森市大字浜田字豊田地内	豊産管理株式会社	017-739-9500
青森市屋内グラウンドサンドーム	54TVL79101639	青森市大字浜田字豊田 123 番地 6	スポーツネット青森	017-729-3106
青森市スポーツ広場	54TVL80541575	青森市大字大矢沢字野田 87 番地 4	スポーツネット青森	017-764-5525
モヤヒルズ	54TVL82510971	青森市大字雲谷字梨の木 63	青森市観光レクリエーション振興財団	017-764-1110
新青森県総合運動公園	54TVL86712141	青森市大字宮田字高瀬 22-2	スポーツ青い森グループ	017-737-0601
青森市道路補修事務所	54TVL86412177	青森市大字矢田字野尻 1	青森市	017-726-9240
青森市新田浄化センター	54TVL75792144	青森市新田 3-1-1	青森市	017-782-7355
緑地公園	54TWK17659559	十和田市西十三番町 3 番地	十和田市	0176-23-5111
市営南運動公園	54TWK18709454	十和田市西六番町 1 番地	十和田市	0176-23-5111
十和田市馬事公苑	54TWK11029596	十和田市大字深持字梅山 1 番地 1	NPO 法人十和田馬主協会	0176-26-2100
大堀公園	54TWK10129278	十和田市大字奥瀬字堰道	十和田市	0176-23-5111
御幸公園	54TVK65429912	黒石市内町 31-5	黒石市	0172-52-2111
黒石運動公園	54TVL65740196	黒石市緑ヶ丘 182	(公財) 黒石市体育協会	0172-53-3378

表 2 - 1 1 使用が想定される防災ヘリコプター臨時場外離着陸場

名称	UTM 座標	所在地	管理者	連絡先
青森県消防学校	54TVL72872080	青森市新城字天田 内 183-3	青森県 危機管理局	
青森県立保健大学	54TVL82621826	青森市浜館字間瀬 58-1	青森県 健康福祉部	017-764-1997
青森・学校教育センター	54TVL80731541	青森市矢沢字野田 80-2	青森県 教育委員会	017-764-1997
十和田市営陸上競技場	54TWK17429547	十和田市西十三番 町 3	十和田体育 センター	0176-25-5555
十和田工業・野球場	54TWK19989858	十和田市字三本木 一本木沢 27-1	十和田工業高校	0176-23-6178
黒石運動公園	54TVL65740204	黒石市緑ヶ丘 136	黒石市 都市建築課	0172-52-2111
黒石・浅瀬石川河川敷	54TVK65929829	黒石市追子野木一 丁目 562 地先	青森県 中南地域整備部	0172-34-1283

表 2 - 1 2 使用が想定されるドクターヘリランデブーポイント

名 称	UTM座標	所在地	連絡先	管理者
県立保健大学	54TVL82621826	青森市浜館字間瀬 58-1	県立保健大学 事務局総務課	017-765-2005
青森・学校教育センター	54TVL80731541	青森市大矢沢字野 田 80-2	県総合学校教育 センター総務課	017-764-1997
八甲田スキー場	54TVL85700305	青森市大字荒川字 寒水沢 1-12	八甲田ロープウ ェー(株)	017-738-0343
モヤヒルズスキー場	54TVL82640952	青森市大字雲谷字 梨野木 63	青森市観光レク リエーション振 興財団	017-734-1111
酸ヶ湯インフォメーションセ ンター駐車場	54TVK87399982	青森市荒川南荒川 山国有林酸湯沢	東北地方環境事 務所長	0176-75-2728
青い森アリーナ第 1 駐車場	54TVL86462140	青森市大字宮田字 高瀬 22-2	青森県知事	017-737-0600
菅野茶屋 長生きの茶屋東側 駐車場	54TVL85170617	青森市大字横内字 八重菊	川越観光産業有 限会社	017-728-0356
銅像茶屋駐車場	54TVL88830606	青森市大字横内字 八重菊 61	有限会社銅像茶 屋	017-728-1411
又兵衛の茶屋南側駐車場及び 広場	54TVL94850263	青森市大字駒込字 深沢	奥谷組合	017-738-0066
十和田市営陸上競技場	54TWK17429547	十和田市西 13 番 町 3	十和田体育セン ター	0176-25-5555
十和田工業高校野球場	54TWK19989858	十和田市大字三本 木字一本木沢 27-	十和田工業高校	0176-23-6178

十和田湖総合運動公園	54TWK07829239	十和田市大字奥瀬 字生内 101-28	十和田市体育協 会	0176-25-5555
十和田湖温泉スキー場	54TVK98789239	十和田市大字法量 字焼山 64-122	十和田湖温泉ス キー場	0176-74-2008
八甲田ビューカントリークラ ブ	54TVK98519546	十和田市大字法量 字谷地 20-1	八甲田ビューカ ントリークラブ	0176-22-5761
湯ノ台高原休憩舎 駐車場	54TVK98199358	十和田市大字法量 字谷地 14	十和田市管財課	0176-23-5111
黒石運動公園	54TVL65740204	黒石市緑ヶ丘 136	黒石市 都市建築課	0172-52-2111
浅瀬石橋	54TVK65929829	黒石市追子野木一 丁目 562 地先	中南地域県民局 地域整備部	0172-34-1283
黒石高校	54TVK65209978	黒石市西ヶ丘 65	学校長	0172-52-4321
黒石商業高校	54TVL66770074	黒石市あけぼの町 97-2	学校長	0172-52-3215
東英中学校	54TVK71449587	黒石市大字上山形 字境沢口 28	黒石市	0172-54-8711
旧六郷中学校	54TVL67530142	黒石市大字上十川 字村元 1 -60	黒石市	0172-52-2008
憩いの広場（津軽伝承工芸館 南西側）	54TVK72249489	黒石市大字袋字富 山	(株)ツガルサイコ ー	0172-59-5300

2.5 避難促進施設

青森市、十和田市における避難促進施設は現在のところ指定がない。本計画を基に、今後協議会にて指定が必要な集客施設・要配慮者利用施設等について協議する。

参考に、現在把握している八甲田山の警戒範囲内に位置する施設を以下の表に示す。

(※ 融雪型火山泥流の警戒範囲は除く。)

表 2 - 1 3 警戒範囲内に位置する施設

自治体	施設名	施設種別	備考
		■集客施設系 交通/宿泊/その他集客施設 ■要配慮者施設系 学校/医療/その他要配慮者利用施設	
青森市	酸ヶ湯温泉	その他集客施設	
	八甲田ホテル	宿泊	
	八甲田ロープウェー	交通	
	酸ヶ湯キャンプ場	その他集客施設	冬期閉鎖
	東北大学植物園	その他集客施設	冬期閉鎖
	ホテル城ヶ倉	宿泊	
	八甲田山荘	宿泊	
	八甲田パーク	その他集客施設	
	八甲田リゾートホテル	宿泊	
	みちのく深沢温泉	その他集客施設	
	八甲田温泉	宿泊	冬期閉鎖
	銅像茶屋	その他集客施設	冬期閉鎖
	田代レストハウス箒場	その他集客施設	冬期閉鎖
	又兵衛の茶屋	その他集客施設	冬期閉鎖
	高原茶屋	その他集客施設	冬期閉鎖
十和田市	猿倉温泉	その他集客施設	冬期閉鎖
	谷地温泉	その他集客施設	
	鳶温泉	その他集客施設	

2.6 合同会議

噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合など、噴火等に関する各種情報
その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力する
ため、必要に応じて、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警
戒合同会議又は火山災害対策合同会議を開催する。

協議会の構成機関は、合同会議等が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や
被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

合同会議を開催会場は、以下のとおりとする。

<合同会議開催会場>

○青森県庁 災害対策本部室

住 所 : 青森市長島1-1-1

3 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

（1）異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合

ア 協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合、協議会を開催し、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。ただし、臨時の解説情報が発表された場合は、火山防災協議会における火山専門家等の火山活動の状況等の意見に基づき、火口周辺に位置する施設に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令する可能性がある。

青森県、青森市、十和田市は、防災対応が必要と判断される場合、情報連絡体制をとり、立入規制等の対応をとる。また、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、登山道の規制や警戒範囲内の登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行うことも想定する。

関係機関は、市町等が説明会等を開催する場合は、連携し対応する。

なお、規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2の対応を参照する。

表3-1 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合の各自治体の体制

青森県	情報連絡体制（状況により災害警戒本部を設置）
青森市	情報連絡体制（状況により警戒対策本部を設置）
十和田市	情報連絡体制（平時と同様）

イ 情報収集・伝達

協議会の構成機関は、仙台管区気象台から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。

①青森県

青森県は、仙台管区気象台から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対しても、青森市、十和田市と連携し、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について周知し、今後の情報について注目するように促す。

②青森市

青森市は、仙台管区気象台から臨時の解説情報の発表等を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、ホームページ、報道機関の活用等により、住民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促すとともに、火山防災協議会における火山専門家等の火山活動の状況等の意見に基づき、火口周辺に位置する施設に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令する可能性がある。特に、酸ヶ湯温泉については、地獄沼火口に隣接するため、状況によっては、避難指示（緊急）を発令するな

ど、柔軟な対応を行う。

火口近くに位置する施設は、青森市から異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握、共有に努める。また、避難準備・高齢者等避難開始等の発令について、連絡を受けた場合、施設利用者へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者の避難の準備を促し、避難誘導を行う。特に地獄沼火口に隣接する酸ヶ湯温泉については、避難指示（緊急）の発令の連絡を受けた場合、直ちに施設利用者へ情報伝達するとともに、避難誘導を行い、警戒範囲外へ避難する。

③十和田市

十和田市は、仙台管区気象台から臨時の解説情報の発表等を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、ホームページ、報道機関の活用等により、住民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促す。

火口近くに位置する施設である猿倉温泉、谷地温泉は、十和田市から異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握、共有に努める。

(2) 噴火警戒レベル2の場合<大岳火口>

【火山活動の状況】 大岳火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

【警戒範囲】 火口から概ね2 km以内の範囲

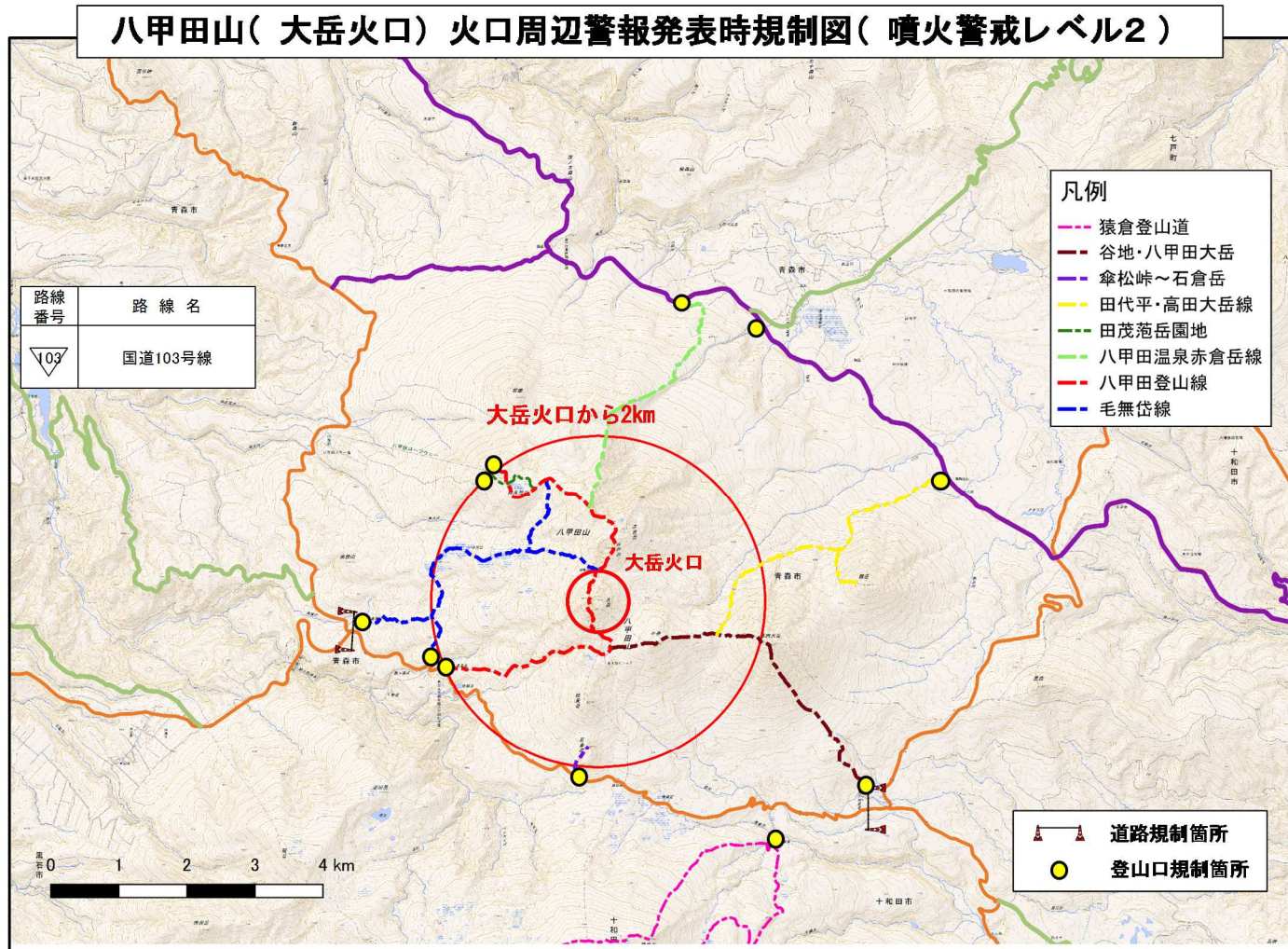


図3-1 八甲田山(大岳火口) 噴火警報時規制図(噴火警戒レベル2) [地理院地図使用]

予報警報	警戒範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒ 警戒範囲への避難指示(緊急)を発令 警戒範囲周辺の特定地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令
噴火警報 火口周辺警戒	大岳火口から概ね2 km以内の範囲	火口周辺規制	<p>【施設】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> 大岳避難小屋(登山道内) 仙人岱避難小屋(登山道内) <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> 酸ヶ湯温泉 八甲田ホテル 八甲田ロープウェイ(山頂公園駅) 酸ヶ湯キャンプ場 東北大学植物園 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p>【登山道】</p> <ol style="list-style-type: none"> 八甲田登山線 毛無岳線 田茂泡岳園地 八甲田温泉赤倉岳線 谷地・八甲田大岳線 田代平・高田大岳線 傘松峠～石倉岳(名称不明) 南八甲田縦走線 <p>【登山口】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> 酸ヶ湯登山口(鳥居) 酸ヶ湯登山口(湯坂) 八甲田ロープウェイ山麓駅 八甲田ロープウェイ山頂公園駅(右) 八甲田ロープウェイ山頂公園駅(左) 城ヶ倉温泉入口 深沢温泉(西)入口 谷地温泉入口 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> 田代平(箒場)入口 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p><管理者不在></p> <ul style="list-style-type: none"> 石倉岳登山道入口 深沢温泉入口 <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】</p> <p><八甲田ロープウェイ、八甲田パーク既設コース></p> <ul style="list-style-type: none"> フォレストコース ダイレクトコース 八甲田パーク <p><ルート></p> <ul style="list-style-type: none"> 大岳環状ルート 硫黄岳ルート 中央ルート 宮様ルート 城ヶ倉温泉ルート 銅像ルート 八甲田温泉ルート 箒場岳ルート すいれん沼ルート <p>【道路】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> 国道103号 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> なし <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> なし 	<p>【情報収集】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> 気象台より火山活動の状況等を収集 登山者等の情報収集のための窓口を設置 登山者等の名簿を作成 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> 八甲田山周辺施設から登山者・観光客等の情報を収集 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> 猿倉温泉、谷地温泉から登山者・観光客等の情報を収集 <p>【情報伝達】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災ヘリ等による避難情報の周知 火山活動状況を協議会関係者等に周知 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒範囲内施設への火山情報、避難指示(緊急)の発令の周知、避難誘導依頼 警戒範囲周辺の特定地域に避難準備・高齢者等避難開始の発令の周知 警戒範囲周辺施設への情報提供 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒範囲周辺施設への情報提供 <p>【施設の閉鎖】</p> <p>避難終了後すべての施設を閉鎖</p> <p>【登山道規制】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①～⑧の登山道を規制 <p>【道路規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道103号(国道394号との交差点部～谷地ゲート) → 規制 その他の道路では注意喚起を実施 <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】</p> <p>すべてのコース・ルートを規制</p> <p>【登山者・観光客の避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災ヘリ(青森県) 緊急速報メール(青森市、十和田市) 防災行政無線(青森市、十和田市) スピーカー等の放送設備(観光施設等)

(2) 噴火警戒レベル2の場合<地獄沼火口>

【火山活動の状況】 地獄沼火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

【警戒範囲】 火口から概ね1 km以内の範囲

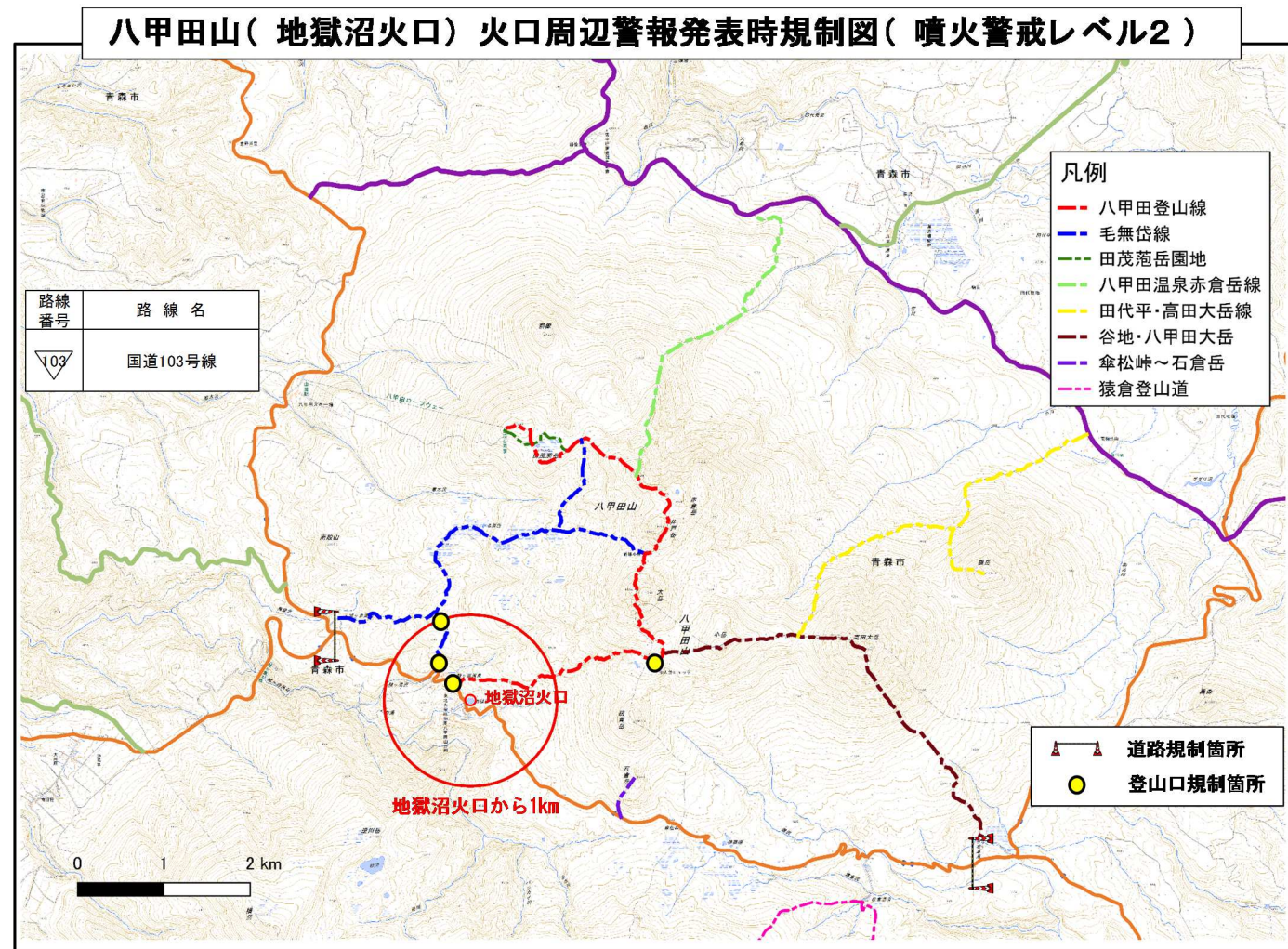


図3-2 八甲田山（地獄沼火口）噴火警戒時規制図（噴火警戒レベル2） [地理院地図使用]

予報 警報	警戒 範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒ 警戒範囲への避難指示（緊急）を発令 警戒範囲周辺の特定地域に避難準備・高齢者等 避難開始を発令
噴 火 警 報 火 口 周 辺 又 は 火 口 周 辺 警 報	地 獄 沼 火 口 か ら 概 ね 1 k m 以 内 の 範 囲	火 口 周 辺 規 制	<p>【施設】 <青森県> なし</p> <p><青森市> ・八甲田ホテル ・酸ヶ湯温泉 ・東北大学植物園 ・酸ヶ湯キャンプ場</p> <p><十和田市> なし</p> <p>【登山道】 ①八甲田登山線 ②毛無岱線</p> <p>【登山口】 <青森県> ・酸ヶ湯登山口（鳥居） ・酸ヶ湯登山口（湯坂） ・城ヶ倉分岐 ・仙人岱（鳥居方向）</p> <p><青森市> なし</p> <p><十和田市> なし</p> <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】 <八甲田ロープウェイ、八甲田パーク既設コース> ・フォレストコース ・ダイレクトコース ・八甲田パーク <ルート> ・大岳環状ルート ・硫黄岳ルート ・中央ルート ・宮様ルート ・城ヶ倉温泉ルート ・銅像ルート ・八甲田温泉ルート ・箒場岱ルート ・すいれん沼ルート</p> <p>【道路】 <青森県> ・国道103号</p> <p><青森市> なし</p> <p><十和田市> なし</p>	<p>【情報収集】 <青森県> ・気象台より火山活動の状況等を収集 ・登山者等の情報収集のための窓口を設置 ・登山者等の名簿を作成</p> <p><青森市> ・八甲田山周辺施設から登山者・観光客等の情報を収集</p> <p><十和田市> ・猿倉温泉、谷地温泉から登山者・観光客等の情報を収集</p> <p>【情報伝達】 <青森県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況を協議会関係者等に周知</p> <p><青森市> ・警戒範囲内施設への火山情報、避難指示（緊急）の発令の周知、避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺の特定地域に避難準備・高齢者等避難開始の発令の周知 ・警戒範囲周辺施設への情報提供</p> <p><十和田市> ・警戒範囲周辺施設への情報提供</p> <p>【施設の閉鎖】 避難終了後すべての施設を閉鎖</p> <p>【登山道規制】 ①、②の登山道を規制</p> <p>【道路規制】 ・国道103号（国道394号との交差部～谷地ゲート）→規制 ・その他の道路では注意喚起を実施</p> <p>【北八甲田周辺の山岳スキーコース・ルート】 すべてのコース・ルートを規制</p> <p>【登山者・観光客の避難誘導】 ・防災ヘリ（青森県） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・スピーカー等の放送設備（観光施設等）</p>

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、青森県、青森市、十和田市は、表3-2の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、登山道規制及び道路規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められている警戒範囲（大岳火口から概ね2 km以内の範囲または地獄沼火口から概ね1 km以内の範囲）に基づき、協議会で、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議する。また、今後、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、実施すべき防災対応等について協議する。

表3-2 噴火警戒レベル2発表時の各自治体の体制

青森県	災害情報連絡室（状況により災害警戒本部又は災害対策本部を設置）
青森市	情報連絡体制（状況により警戒対策本部又は災害対策本部を設置）
十和田市	情報連絡体制（状況により災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置）

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民、登山者等に対して、青森県防災ホームページ、防災ヘリ等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や警戒範囲内の規制の実施等について周知する。

青森県は、青森市、十和田市、警察等と連携し、登山届等から、登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で、規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い、規制区域内の登山者等の有無の把握に努め、協議会の構成機関と情報を共有する。

また、協議会の構成機関間で、規制の実施状況、住民、登山者等への周知等の対応状況を把握し情報共有する。必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会の開催に協力する。

②青森市

青森市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、警戒範囲に避難指示（緊急）、警戒範囲周辺の特定地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路の規制、警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、警戒範囲内の施設へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する観光施設等は、青森市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路の規制、警戒範囲内の規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、青森市に報告する。

住民、登山者等への周知については、青森市として以下の内容を周知する。

1) 大岳

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、青森市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
大岳火口から2 km圏内に立入規制を行います。
八甲田山周辺にいる方は、規制範囲外への避難をお願いします。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
大岳火口から2 km圏内に立入規制を行います。
八甲田山周辺にいる方は、規制範囲外への避難をお願いします。
市内にいる皆様は、噴火のおそれがありますので八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
規制等の詳しい情報は、青森県または青森市のホームページをご覧ください。

2) 地獄沼

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、青森市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
地獄沼火口から1 km圏内に立入規制を行います。
地獄沼周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

「本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
地獄沼火口から1 km圏内に立入規制がかかります。
地獄沼周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。
市内にいる皆様は、噴火のおそれがありますので地獄沼周辺には近づかないようにしてください。
規制等の詳しい情報は、青森県または青森市のホームページをご覧ください。」

③十和田市

十和田市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路の規制、警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、警戒範囲周辺の施設へ、噴火警報等の情報伝

達を行い、施設利用者等への情報提供や登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

警戒範囲周辺の観光施設等は、十和田市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路の規制、警戒範囲内の規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、十和田市に報告する。

住民、登山者等への周知については、十和田市として以下の内容を周知する。

1) 大岳

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
大岳火口から2 km圏内に立入規制を行います。
八甲田山周辺にいる方は、規制範囲外への避難をお願いします。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
大岳火口から2 km圏内に立入規制を行います。
八甲田山周辺にいる方は、規制範囲外への避難をお願いします。
市内にいる皆様は、噴火のおそれがありますので八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
規制等の詳しい情報は、青森県または青森市のホームページをご覧ください。

2) 地獄沼

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
地獄沼火口から1 km圏内に立入規制がかかります。
地獄沼周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。
規制等の詳しい情報は、県または市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

「本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
地獄沼火口から1 km圏内に立入規制がかかります。
地獄沼周辺にいる方は、ただちに規制範囲外への避難をお願いします。
市内にいる皆様は、噴火のおそれがありますので地獄沼周辺には近づかないようにしてください。
規制等の詳しい情報は、青森県または十和田市のホームページをご覧ください。」

ウ 登山道規制及び道路規制

青森県、青森市等は、登山道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。また、青森県は、道路に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。

規制を行う登山道及び道路については、表3-3～表3-6のとおり。

1) 大岳

表 3-3 規制を行う登山道

整理番号	登山道名	規制位置	備考
①	八甲田登山線	・酸ヶ湯登山口（鳥居） ・八甲田ロープウェイ山頂公園駅	
②	毛無岱線	・酸ヶ湯登山口（湯坂）	
③	田茂范岳園地	・八甲田ロープウェイ山頂公園駅	
④	八甲田温泉赤倉岳線	・深沢温泉入口 ・深沢温泉（西）入口	
⑤	谷地・八甲田大岳線	・谷地温泉入口	
⑥	田代平・高田大岳線	・田代平（箒場）入口	
⑦	傘松峠～石倉岳	・石倉岳登山道入り口	
⑧	南八甲田縦走線	・猿倉温泉入口	

表 3-4 通行規制を行う路線

整理番号	路線番号	路線名	規制区間
①	国道103号		国道394号との交差点部 ～ 谷地ゲート

2) 地獄沼

表 3-5 規制を行う登山道

整理番号	登山道名	規制位置	備考
①	八甲田登山線	・酸ヶ湯登山口（鳥居） ・仙人岱（酸ヶ湯鳥居方向）	
②	毛無岱線	・酸ヶ湯登山口（湯坂） ・城ヶ倉分岐（酸ヶ湯湯坂方向）	

表 3-6 通行規制を行う路線

整理番号	路線番号	路線名	規制区間
①	国道103号		国道394号との交差点部 ～ 谷地ゲート

エ 登山者等の避難誘導

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要な車両等の確保を行う。

①青森県

青森県は、青森市及び十和田市と協議し、規制範囲の周辺にいる登山者や観光客等を移送する車両等を手配する。また、防災ヘリ等を活用し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

②青森市

青森市は、防災行政無線、緊急速報メール等を利用し、また火口付近に位置する観光施設職員等と連携し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

③十和田市

十和田市は、防災行政無線、緊急速報メール等を利用し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

④その他機関

警察、消防は、火山活動の状況を勘案しながら、登山道周辺の規制範囲内に逃げ遅れたものがないか確認する。

オ 避難促進施設等による避難誘導

火口近くに位置する避難促進施設等は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことを周知するとともに、緊急退避の措置をとる。また、青森市と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

青森市は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。また、要配慮者が利用する避難促進施設から、避難先の確保について依頼があった場合、必要に応じて青森県と連携し受入先の確保・調整を行う。

青森県は、要配慮者が利用する避難促進施設について、市町村から受け入れ先の確保の要請があった場合、その確保・調整を行う。

表3-7 噴火警戒レベル2の警戒範囲内に位置する施設

自治体	施設名	施設種別 ■集客施設系 交通/宿泊/その他集客施設 ■要配慮者施設系 学校/医療/その他要配慮者利用施設	備考
青森市	酸ヶ湯温泉	その他集客施設	
	八甲田ホテル	宿泊	
	八甲田ロープウェー (山頂公園駅)	交通	
	酸ヶ湯キャンプ場	その他集客施設	冬期閉鎖
	東北大学植物園	その他集客施設	冬期閉鎖

(3) 噴火警戒レベル3の場合<大岳火口>

【火山活動の状況】 居住地域の近くまで（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

○大岳火口から概ね5 km以内で重大な影響を及ぼす噴火の可能性（噴火シナリオ中規模噴火）

- 【警戒範囲】 ・大きな噴石：火口から概ね3 km以内の範囲 ・溶岩流：火口から概ね2 km以内の範囲
 ・火砕流・火砕サージ：火口から概ね5 km以内の範囲
 ・融雪型火山泥流：火口から概ね6 km以内の河川流域（堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川、涸沢）

八甲田山（大岳火口）火口周辺警報発表時規制図（噴火警戒レベル3）

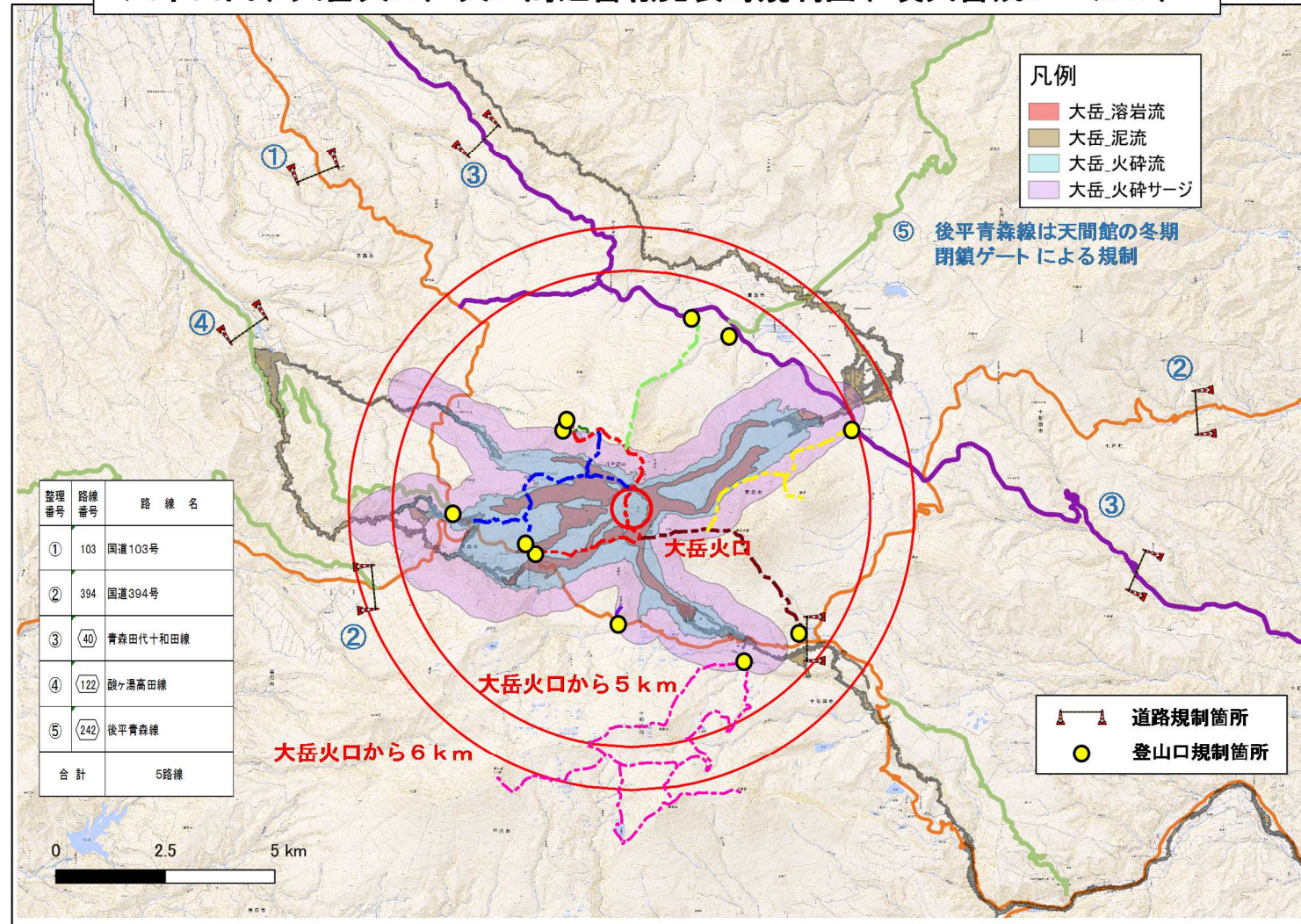


図3-3 八甲田山（大岳火口）噴火警報時規制図（噴火警戒レベル3） [地理院地図使用]

予報警報	警戒範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒ 警戒範囲への避難指示（緊急）発令 警戒範囲周辺の特定地域へ避難準備高齢者等避難開示発令（中規模噴火）
噴火警報 火口周辺又は火口周辺警報	大岳火口から概ね6 km以内の範囲及び火口から概ね6 km以内の河川流域	入山規制	<p>【対象地域】 <青森県> <5 km以内> ・駒込字深沢地区 <6 km以内> ・荒川字寒水沢地区</p> <p>【施設】 <青森市> <3 km以内> ・酸ヶ湯温泉 ・八甲田ホテル ・ホテル城ヶ倉 ・八甲田ロープウェイ（山頂公園駅） ・酸ヶ湯キャンプ場（冬季閉鎖） ・東北大学植物園（冬季閉鎖） <4 km以内> ・八甲田ロープウェイ（山麓駅） ・八甲田パーク ・八甲田リゾートホテル ・八甲田山荘 <5 km以内> ・みちのく深沢温泉 ・八甲田温泉（冬季閉鎖） ・銅像茶屋（冬季閉鎖） ・田代レストハウス幕場（冬季閉鎖） ・又兵衛の茶屋（冬季閉鎖） ・高原茶屋（冬季閉鎖）</p> <p><十和田市> <4 km以内> ・猿倉温泉（冬季閉鎖） <5 km以内> ・谷地温泉</p> <p>【登山道】 ①八甲田登山線 ②毛無岱線 ③田茂泡岳園地 ④八甲田温泉赤倉岳線 ⑤谷地・八甲田大岳線 ⑥田代平・高田大岳線 ⑦傘松峠～石倉岳（名称不明） ⑧南八甲田縦走線</p> <p>【登山口】 <青森県> ・酸ヶ湯登山口（鳥居） ・酸ヶ湯登山口（湯坂） ・八甲田ロープウェイ山麓駅 ・八甲田ロープウェイ山頂公園駅（右） ・八甲田ロープウェイ山頂公園駅（左） ・城ヶ倉温泉入口 ・深沢温泉（西）入口 ・谷地温泉入口 <青森市> ・田代平（幕場）入口 <環境省> ・猿倉温泉入口 <管理者不在> ・石倉岳登山道入口 ・深沢温泉入口</p> <p>【道路】 <青森県> ・国道103号 ・国道394号 ・県道青森田代十和田線 ・県道後平青森線 ・県道酸ヶ湯高田線 <青森市> ・市道野木酸ヶ湯線 <十和田市> ・市道猿倉線 ・市道谷地線</p>	<p>【情報収集】 <青森県> ・気象台より火山活動の状況等を収集 ・登山者等の情報収集のための窓口を設置 ・登山者等の名簿を作成</p> <p><青森市> ・火口周辺施設から登山者等の情報を収集</p> <p><十和田市> ・火口周辺施設から登山者等の情報を収集</p> <p>【情報伝達】 <青森県> ・防災ヘリ等による避難情報の周知 ・火山活動状況を協議会関係者等に周知</p> <p><青森市> ・警戒範囲内施設への火山情報、避難指示（緊急）の発令の周知、避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺施設への情報提供</p> <p><十和田市> ・警戒範囲内施設への火山情報、避難指示（緊急）の発令の周知、避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺施設への情報提供</p> <p>【避難対象地域】 避難指示（緊急）を発令</p> <p>【施設の閉鎖】 避難終了後すべての施設を閉鎖</p> <p>【登山道規制】 ①～⑧の登山道を規制</p> <p>【道路規制】 全ての道路を一部通行規制</p> <p>【登山者・観光客の避難誘導】 ・防災ヘリ（青森県） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・スピーカー等の放送設備（観光施設等）</p>

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、青森県、青森市、十和田市は、表3-8の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、登山道や道路の規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められている警戒範囲（大岳火口から5kmまたは6km圏内）に基づき、協議会で、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議する。

積雪期においては、今後、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、避難所等の確認、避難誘導體制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

表3-8 噴火警戒レベル3発表時の各自治体の体制

青森県	災害警戒本部（状況により災害対策本部を設置）
青森市	警戒対策本部（状況により災害対策本部を設置）
十和田市	情報連絡体制（状況により災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置）

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対して、青森県防災ホームページ、防災ヘリ等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道規制や道路規制、警戒範囲内の規制の実施について周知する。

また、青森市、十和田市、警察等と連携し、登山届等から、登山者等の情報を収集するとともに、規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行うなど規制区域内の登山者等の有無の把握に努め、協議会の構成機関と情報を共有する。

また、協議会の構成機関間で、登山道規制及び道路規制の実施状況、住民、登山者等への周知等の対応状況を把握し情報共有する。また、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会の開催に協力する。

②青森市

青森市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、警戒範囲に避難指示（緊急）を発令するとともに、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路の規制、警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、警戒範囲内の施設へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する観光施設等は、青森市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路の規制、警戒範囲内の規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、青森市に報告する。

住民、登山者等への周知については、青森市が以下の内容を周知する。

<住民・登山者向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、青森市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。
大岳火口から6 km圏内に立入規制を行います。
八甲田山周辺にいる皆様は、直ちに規制範囲外への避難をお願いします。
また、駒込字深沢地区及び荒川字寒水沢地区に避難指示（緊急）を発令します。
戸山西小学校または荒川市民センターへ避難してください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。
大岳火口から6 km圏内に立入規制を行います。
八甲田山周辺にいる皆様は、直ちに規制範囲外への避難をお願いします。
また、駒込字深沢地区及び荒川字寒水沢地区に避難指示（緊急）を発令します。
戸山西小学校または荒川市民センターへ避難してください。
市内にいる皆様は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。

③十和田市

十和田市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路規制、警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、警戒範囲内の施設へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する観光施設等は、十和田市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道や道路の規制、警戒範囲内の規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、十和田市に報告する。

住民、登山者等への周知については、十和田市が以下の内容を周知する。

<住民・登山者向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。
大岳火口から6 km圏内に立入規制を行います。
八甲田山周辺にいる皆様は、直ちに規制範囲外への避難をお願いします。
また、猿倉温泉、谷地温泉に避難指示（緊急）を発令します。
西コミュニティセンターへ避難してください。

＜緊急時におけるメールの内容＞

本日午前（午後）○時○分に八甲田山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。
 大岳火口から6km圏内に立入規制がかかります。
 八甲田山周辺にいる皆様は、直ちに規制範囲外への避難をお願いします。
 また、猿倉温泉、谷地温泉に避難指示（緊急）を発令します。
 西コミュニティセンターへ避難してください。
 市内にいる皆様は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。

ウ 登山道規制及び道路規制

青森県、青森市は、登山道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。また、青森県は、道路に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。規制を行う登山道については、「噴火警戒レベル2 1）大岳」の項目を参照。また、道路については、表3-9のとおり。

表3-9 通行規制を行う路線

整理番号	路線番号	路線名	規制区間または規制箇所
1	国道103号		青森市大字雲谷字山吹地内 ～ 谷地ゲート
2	国道394号		山館ゲート ～ 沖揚平ゲート
3	県道40号	青森田代十和田線	嘉瀬子ゲート ～ 増沢ゲート
4	県道242号	後平青森線	七戸町天間館地内（冬期閉鎖ゲート）
5	県道122号	酸ヶ湯高田線	青森市大字荒川字南荒川山国有林 ～ 青森市大字荒川字横槍（冬期閉鎖区間）
6		青森市道野木酸ヶ湯線	八甲田牧場分岐付近
7		十和田市道猿倉線	国道103号との交差点
8		十和田市道谷地線	国道103号との交差点

エ 登山者等の避難誘導

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要な車両等の確保を行う。

①青森県

青森県は、青森市及び十和田市と協議し、規制範囲の周辺にいる登山者や観光客等を移送する車両等を手配する。また、防災ヘリ等を活用し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

②青森市

青森市は、防災行政無線、緊急速報メール等の利用、また火口付近に位置する観光施設職員等と連携し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

利用者等の避難に必要な車両等の確保を行う。

③十和田市

十和田市は、防災行政無線、緊急速報メール等の利用、また火口付近に位置する観光施設職員等と連携し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

④その他機関

警察、消防は、火山活動の状況を勘案しながら、登山道周辺の規制範囲内に逃げ遅れたものがないか確認する。

オ 要配慮者の避難準備

青森市、十和田市は、積雪期において、今後の噴火警戒レベルが上がった場合に備え、要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者等が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。

カ 避難促進施設による避難誘導

警戒範囲内の避難促進施設等は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、緊急退避の措置をとる。また、青森市、十和田市と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

青森市、十和田市は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。また、要配慮者が利用する避難促進施設から、避難先の確保について依頼があった場合、必要に応じて青森県と連携し受入先の確保・調整を行う。

青森県は、要配慮者が利用する避難促進施設について、市町村から受け入れ先の確保の要請があった場合、その確保・調整を行う。

表3-10 噴火警戒レベル3の警戒範囲内に位置する施設

自治体	施設名	施設種別 ■集客施設系 交通/宿泊/その他集客施設 ■要配慮者施設系 学校/医療/その他要配慮者利用施設	備考
青森市	酸ヶ湯温泉	その他集客施設	
	八甲田ホテル	宿泊	
	八甲田ロープウェー	交通	
	酸ヶ湯キャンプ場	その他集客施設	冬期閉鎖
	東北大学植物園	その他集客施設	冬期閉鎖
	ホテル城ヶ倉	宿泊	
	八甲田山荘	宿泊	
	八甲田パーク	その他集客施設	
	八甲田リゾートホテル	宿泊	
	みちのく深沢温泉	その他集客施設	
	八甲田温泉	宿泊	冬期閉鎖
	銅像茶屋	その他集客施設	冬期閉鎖
	田代レストハウス箒場	その他集客施設	冬期閉鎖
	又兵衛の茶屋	その他集客施設	冬期閉鎖
	高原茶屋	その他集客施設	冬期閉鎖
十和田市	猿倉温泉	その他集客施設	冬期閉鎖
	谷地温泉	その他集客施設	

(4) 噴火警戒レベル4の場合

【火山活動の状況】

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。

【警戒範囲】

大きな噴石：大岳火口から概ね3 km以内の範囲

溶岩流：大岳火口から概ね3 km以内の範囲

火砕流・火砕サージ：大岳火口から概ね6 km以内の範囲

融雪型火山泥流：堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川の河川流域（居住地域を含む）

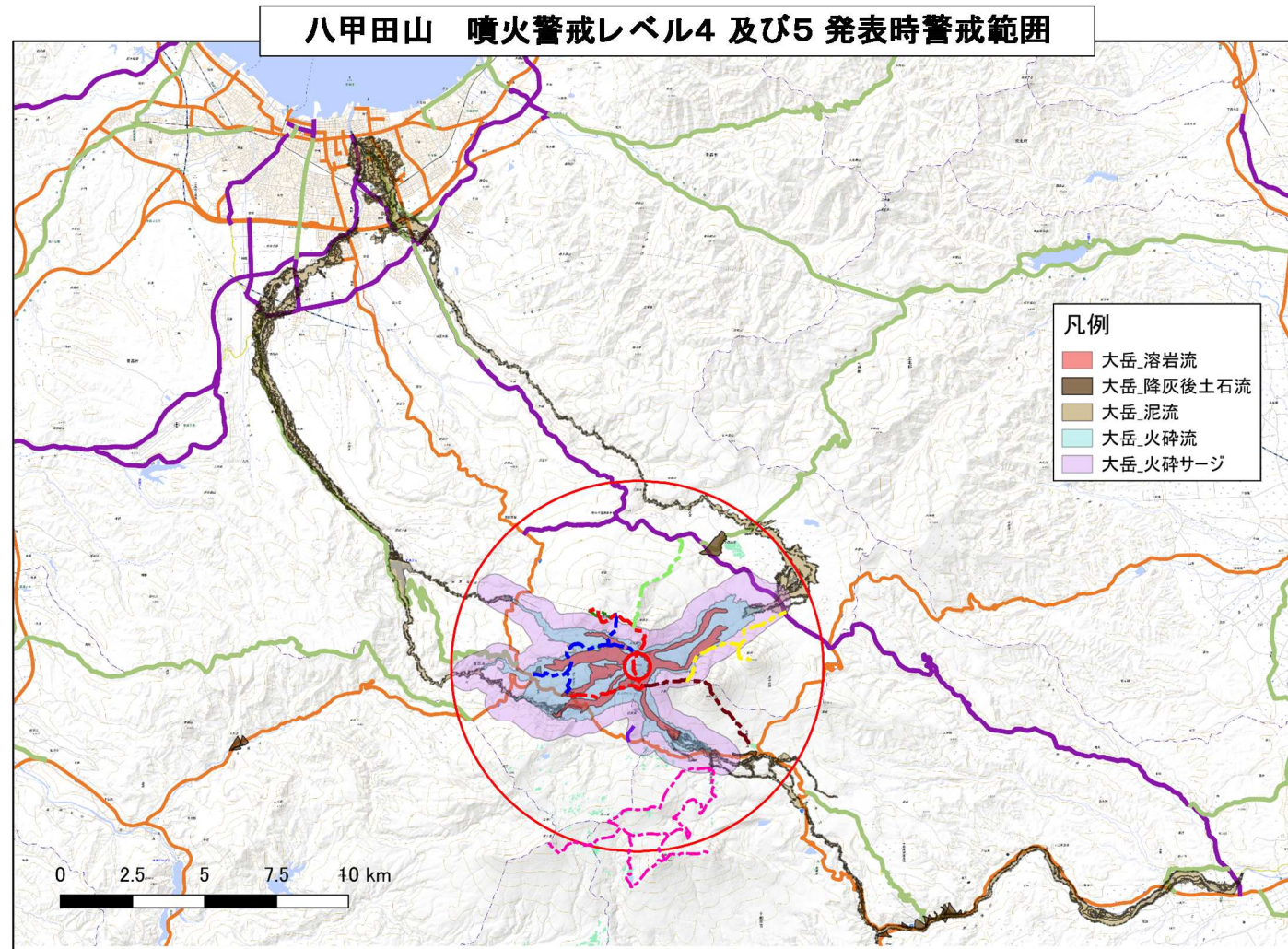


図3-4 八甲田山（大岳火口）噴火警報時警戒範囲図（噴火警戒レベル4・5） [地理院地図使用]

予報警報	警戒範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 → 火口から概ね6 km以内の警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令 河川流域の警戒範囲へ避難準備・高齢者等避難開始を発令
噴火警報	大岳火口から概ね6 km以内の範囲及び堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川の河川流域	避難準備	<p>【対象地域】</p> <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> 松原1丁目・松原2丁目・松原3丁目 奥野2丁目・奥野3丁目・花園1丁目 花園2丁目・松森1丁目・松森2丁目 松森3丁目・佃1丁目・佃2丁目 中佃1丁目・中佃2丁目・南佃1丁目 桜川1丁目・桜川2丁目・桜川3丁目 桜川4丁目・桜川5丁目・桜川6丁目 桜川7丁目・桜川8丁目・桜川9丁目 筒井3丁目・筒井4丁目・筒井字桜川 古館1丁目・駒込字見吉・幸畑字唐崎 幸畑字谷脇・幸畑字阿部野 田茂木野字田茂木沢・駒込字桐ノ沢 駒込字深沢・問屋町1丁目 第2問屋町1丁目・第2問屋町4丁目 妙見1丁目・卸町 八ツ役字芦谷・牛館字松枝・上野字有原 上野字山辺・荒川字筒井・荒川字寒水沢 金浜字船岡・金浜字伊吹・高田字日野 高田字川瀬・大別内字西田・野沢字沢部 野沢字横手・野沢字稻荷沢・野沢字川部 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> 焼山地区・十和田湖温泉郷地区・瀧沢地区 片貝沢地区・百目木地区・両泉寺地区 法量地区・川口地区・朽久保地区 大畑野地区・立石地区・冷水道交地区 中川原地区・新川原地区・下川目地区 小沢口地区・蔦温泉地区 <p>【道路】</p> <p><国></p> <ul style="list-style-type: none"> 国道4号 国道7号 青森環状バイパス <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> 国道103号・国道394号 県道青森田代十和田線・県道後平青森線 県道酸ヶ湯高田線・県道青森環状野内線 県道青森浪岡線 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> 市道野木酸ヶ湯線 その他市道 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> 市道猿倉線・市道谷地線 その他市道 	<p>※ 火口から概ね6 km以内の警戒範囲に関する対応については、P.47 噴火警戒レベル3の表を参照</p> <p>【情報収集】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動状況情報収集 住民等の避難状況の情報収集 県内の被害状況確認 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等の避難状況の情報収集 市内の被害状況の確認 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等の避難状況の情報収集 市内の被害状況の確認 <p>【情報伝達】</p> <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動状況を協議会関係者に周知 警察、消防に避難誘導等の協力依頼 災害関連情報を住民に広報 <p><青森市></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象地域へ避難準備・高齢者等避難開始発令 火山活動状況を住民へ周知 警戒範囲内施設への情報提供 <p><十和田市></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象地域へ避難準備・高齢者等避難開始発令 火山活動状況を住民へ周知 警戒範囲内施設への情報提供 <p>【道路規制】</p> <p>規制路線を協議し、必要に応じて通行規制を実施</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者への避難誘導（集客施設、宿泊施設、要配慮者利用施設等） 住民等の戸別訪問による避難誘導（警察、消防、青森市、十和田市） 緊急速報メール（青森市、十和田市） 防災行政無線（青森市、十和田市） 広報車（青森市、十和田市）

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、青森県、青森市、十和田市は、表3-11の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、青森市、十和田市は、火山活動の状況に応じて、協議会における協議や関係機関からの助言を踏まえ、避難勧告等を発令する地域を決定し、避難対象地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、要配慮者の避難を呼びかけ、関係機関と連動し避難誘導にあたる。

協議会の構成機関は、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化するとともに、協議会における協議を踏まえ、各々防災対応にあたる。

また、今後、噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、避難所等の確認、避難誘導體制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

表3-11 噴火警戒レベル4発表時の各自治体の体制

青森県	災害対策本部
青森市	警戒対策本部（状況により災害対策本部を設置）
十和田市	災害警戒対策本部（状況により災害対策本部を設置）

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。住民等に対して、青森県防災ホームページ等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報等について周知する。また、市町村や警察、その他機関が収集した情報を集約し、協議会の構成機関で共有する。

また、協議会の構成機関間で、住民等の避難の実施状況、住民等への周知等の対応状況を把握し情報共有する。また、必要に応じて、住民、避難促進施設等に対する合同説明会の開催に協力する。

②青森市

青森市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難準備・高齢者等避難開始の発令について周知する。住民等に避難準備・高齢者等避難開始等の情報を確実に伝えるために、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。また、必要に応じて、住民、警戒範囲内に位置する施設等に対する合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する施設は、青森市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難準備・高齢者等避難開始等の発令について連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、青森市に報告する。

住民等への周知については、青森市として以下の内容を周知する。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、青森市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
〇〇地区に避難準備・高齢者等準備開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに指定の避難所へ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後、融雪型火山泥流が発生するおそれがありますので、町内会等で呼びかけを行いながら避難の準備を始めてください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに指定の避難所へ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後、融雪型火山泥流が発生するおそれがありますので、町内会等で呼びかけを行いながら避難の準備を始めてください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

(※ 〇〇については、避難対象地区名を入れる。)

③十和田市

十和田市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難準備・高齢者等避難開始の発令について周知する。住民等に避難準備・高齢者等避難開始等の情報を確実に伝えるために、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。また、必要に応じて、住民、警戒範囲内に位置する施設等に対する合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する施設は、十和田市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難準備・高齢者等避難開始等の発令について連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、十和田市に報告する。

住民等への周知については、十和田市として以下の内容を周知する。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
〇〇地区に避難準備・高齢者等準備開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに指定の避難所へ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後、融雪型火山泥流が発生するおそれがありますので、町内会等で呼びかけを行いながら避難の準備を始めてください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
 〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。
 お年寄りの方等は、直ちに指定の避難所へ避難を開始してください。
 その他の住民の皆様は、今後、融雪型火山泥流が発生するおそれがありますので、町内会等で呼びかけを行いながら避難の準備を始めてください。
 避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

(※ 〇〇については、避難対象地区名を入れる。)

八 避難所の開設等

青森市、十和田市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を行う。さらに今後の避難勧告等の発令も想定し、避難所等の開設準備を行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

青森県は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において、青森市と十和田市を支援する。また、青森市、十和田市が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

青森市及び十和田市が噴火警戒レベル4にて先行して開設する避難所は次のとおり。

<青森市>

避難所	住所	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
蓼町小学校	青森市青柳二丁目 7-25	017-734-2004	1,090	545
リンクステーションホール青森	青森市堤町一丁目 4-1	017-773-7300	4,422	2,211
橋本小学校	青森市橋本一丁目 9-17	017-734-6136	1,395	697
協同組合タッケン美術展示館	青森市新町二丁目 7-1	017-773-1770	978	489
浦町小学校	青森市中央二丁目 17-13	017-734-2704	918	459
アピオ青森	青森市中央三丁目 17-1	017-732-1010	729	364
県民福祉プラザ	青森市中央三丁目 20-30	017-777-9191	716	358
カクヒログループスタジアム	青森市合浦二丁目 9-1	017-743-3361	2,446	1,223
みち銀ドリームスタジアム	青森市合浦一丁目 13-1	017-765-6200	2,242	1,121
合浦小学校	青森市茶屋町 32-17	017-741-3001	1,524	762
浪打中学校	青森市合浦一丁目 11-10	017-741-6461	1,327	663
浪打小学校	青森市浪打一丁目 4-1	017-742-3347	2,160	1,080
青森明の星短期大学	青森市浪打二丁目 6-32	017-741-0123	742	371
造道小学校	青森市造道三丁目 4-16	017-741-0614	1,167	583
造道中学校	青森市造道二丁目 14-1	017-741-3413	2,876	1,438
佃中学校	青森市中佃二丁目 7-1	017-742-4251	1,000	500
小柳小学校	青森市小柳四丁目 6-1	017-741-1285	811	405
県立保健大学	青森市大字浜館字間瀬 58-1	017-765-2000	1,548	774

青森商業高等学校	青森市戸山字安原 7-1	017-765-6030	2,052	1,026
浜館小学校	青森市大字田屋数字下り松 17	017-742-2141	734	367
東部市民センター	青森市原別三丁目 8-1	017-736-6255	501	250
青森東高等学校	青森市原別三丁目 1-1	017-736-2444	2,025	1,012
青森東中学校	青森市大字八幡林字熊谷 28	017-726-2136	1,318	659
青森高等学校	青森市桜川八丁目 1-2	017-742-2411	1,616	808
筒井小学校	青森市筒井一丁目 1-1	017-741-6561	703	351
筒井中学校	青森市桜川八丁目 15-1	017-741-7161	1,985	992
青森県総合学校教育センター	青森市大字大矢沢字野田 80-2	017-764-1997	2,779	1,389
幸畑小学校	青森市大字幸畑字松元 50-2	017-738-0939	700	350
青森中央学院大学	青森市大字横内字神田 12-1	017-728-0121	1,078	539
青森大学	青森市幸畑二丁目 3-1	017-738-2001	1,594	797
青森公立大学	青森市大字合子沢字山崎 153-4	017-764-1555	1,980	990
横内小学校	青森市大字野尻字野田 60	017-738-2241	731	365
横内中学校	青森市大字四ツ石字里見 64-6	017-738-2143	844	422
ねむのき会館	青森市大字野尻字今田 52-4	017-738-5033	968	484
青森高等技術専門学校	青森市大字野尻字今田 43-1	017-738-5065	927	463
横内市民センター	青森市大字横内字亀井 28-2	017-738-8723	810	405
戸山市民センター	青森市蛍沢四丁目 1-4	017-743-0720	692	346
戸山中学校	青森市赤坂一丁目 1-1	017-741-4384	1,060	530
戸山西小学校	青森市蛍沢三丁目 1-1	017-743-7722	972	486
原別小学校	青森市大字原別袖崎 8	017-726-3100	1,126	563
青森工業高等学校	青森市大字馬屋尻字清水流 204-1	017-737-3600	2,327	1,163
東陽小学校	青森市大字宮田字玉水 181-1	017-726-2227	976	488
盛運輸アリーナ	青森市大字浜田字豊田地内	017-739-9500	8,732	4,366
荒川市民センター	青森市大字荒川字柴田 129-1	017-739-2343	705	352
大野小学校	青森市東大野一丁目 3-1	017-739-8338	1,275	637
青森刑務所	青森市大字荒川字藤戸 88	017-739-2101	435	217
青森県社会教育センター	青森市大字荒川字藤戸 119-7	017-739-1251	733	366
青森中央高校	青森市東大野一丁目 22-1	017-739-5135	2,760	1,380
計 49か所			73,229	36,606

<十和田市>

避難所	住所	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
第一中学校	十和田市大字奥瀬字生内 32-6	0176-72-2164	1,116	558
法奥小学校	十和田市大字奥瀬字下川目 102-2	0176-72-2002	929	465
西コミュニティセンター	十和田市大字奥瀬字中平 70-3	0176-72-2313	462	231
旧包括支援センター	十和田市大字奥瀬字中平 61-1	0176-72-2995	187	94
沢田悠学館	十和田市大字沢田字下洗 21-1	0176-73-2012	1,018	509
計 5か所			3,812	1,857

ウ 要配慮者の避難誘導・住民等の避難準備

青森市、十和田市は、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、この段階で要配慮者の避難誘導を優先して行う。また、警察、消防等と協力し避難誘導を行い、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。住民等には、防災行政無線や緊急速報メールの配信等を行い、避難準備を行うよう呼びかける。

警察、消防は、青森市、十和田市から要請を受け、要配慮者の避難誘導を行う。また、避難行動要支援者の避難誘導に際して、避難行動要支援者名簿等を活用し、施設職員や他の避難支援者等の関係者とも協力してあたる。

エ 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

青森市、十和田市は、避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、バスやタクシー等の交通手段を確保し、観光客等の輸送を行う。

オ 避難促進施設による避難誘導

要配慮者が利用する避難促進施設は、青森市、十和田市の避難準備・高齢者等避難開始の発令に従い、避難誘導を実施する。

青森市、十和田市は、要配慮者が利用する避難促進施設から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の搬送手段の手配などを行う。

青森県は、要配慮者が利用する避難促進施設の避難に際して、市町村から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。

カ 通行規制等

噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、青森県、青森市、十和田市は、協議会や合同会議において道路の通行規制の実施について協議を行う。

規制が想定される路線は、表3-12のとおりであるが、規制する路線や区間については、火山活動の状況等に応じて変更する。

表 3 - 1 2 噴火警戒レベル4 発表時に規制実施が想定される路線

路線番号	路線名	備考
国道4号		
国道7号		青森環状バイパス
国道103号		噴火警戒レベル3 発表時に一部規制済
国道394号		噴火警戒レベル3 発表時に一部規制済
県道28号	青森浪岡線	
県道40号	青森田代十和田線	噴火警戒レベル3 発表時に一部規制済
県道44号	青森環状野内線	
県道122号	酸ヶ湯高田線	噴火警戒レベル3 発表時に一部規制済
その他青森市道		融雪型火山泥流の影響範囲内市道
その他十和田市道		融雪型火山泥流の影響範囲内市道

(5) 噴火警戒レベル5の場合

【火山活動の状況】

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。

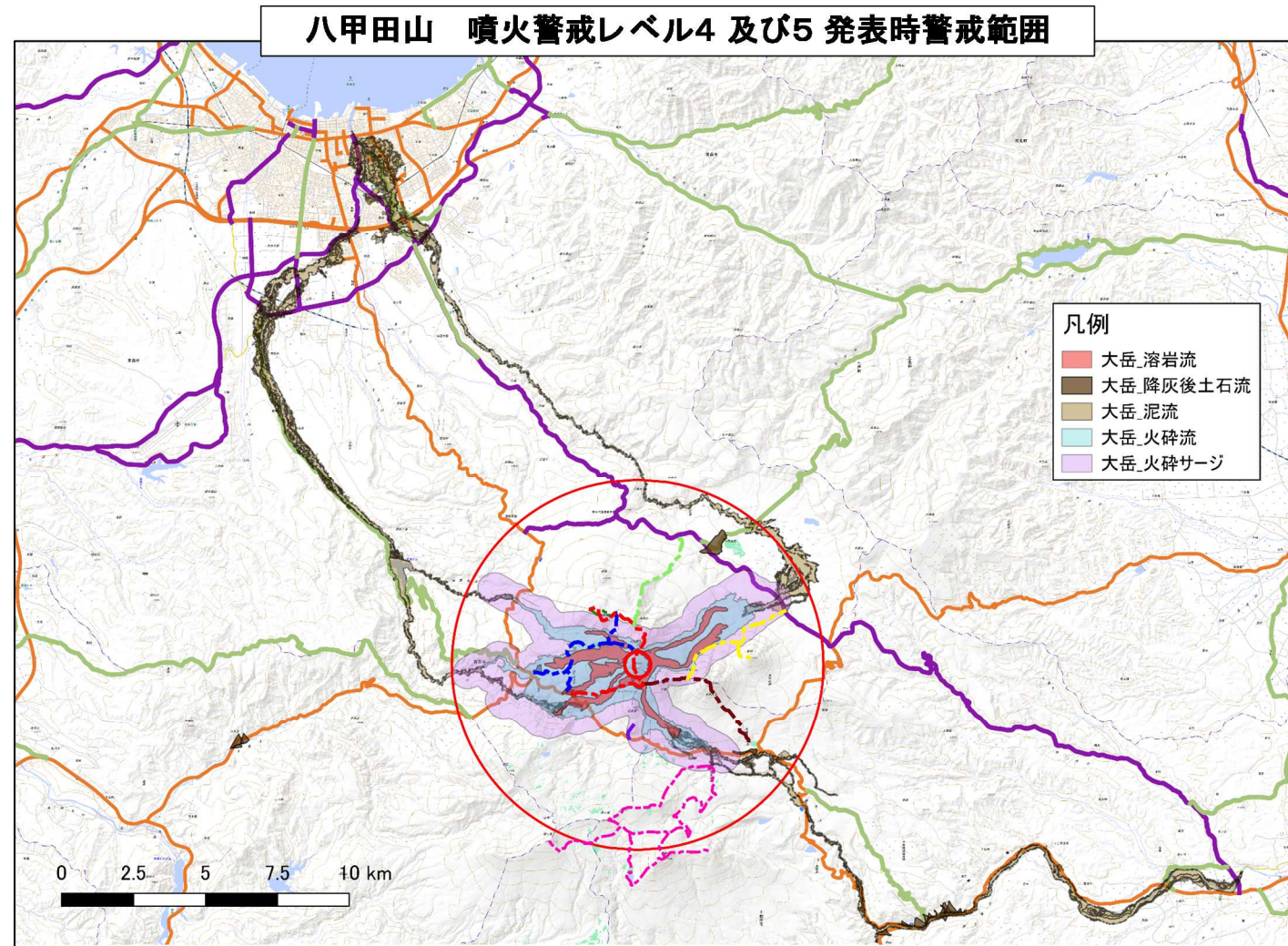
【警戒範囲】

大きな噴石：大岳火口から概ね3 km以内の範囲

溶岩流：大岳火口から概ね3 km以内の範囲

火砕流・火砕サージ：大岳火口から概ね6 km以内の範囲

融雪型火山泥流：堤川、駒込川、鳶川、奥入瀬川の河川流域（居住地域を含む）



予報 警報	警戒 範囲	キーワード	影響範囲内の保全対象施設及び道路等	防災対応 ⇒ 警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令
噴 火 警 報 居 住 地 域	大 岳 火 口 か ら 概 ね 6 k m 以 内 の 範 圍 及 び 堤 川、 駒 込 川、 鳶 川、 奥 入 瀬 川 の 河 川 流 域	避 難	<p>【対象地域】（融雪型火山泥流）</p> <p><青森市> ・松原1丁目 ・松原2丁目 ・松原3丁目 ・奥野2丁目 ・奥野3丁目 ・花園1丁目 ・花園2丁目 ・松森1丁目 ・松森2丁目 ・松森3丁目 ・佃1丁目 ・佃2丁目 ・中佃1丁目 ・中佃2丁目 ・南佃1丁目 ・桜川1丁目 ・桜川2丁目 ・桜川3丁目 ・桜川4丁目 ・桜川5丁目 ・桜川6丁目 ・桜川7丁目 ・桜川8丁目 ・桜川9丁目 ・筒井3丁目 ・筒井4丁目 ・筒井字桜川 ・古館1丁目 ・駒込字見吉 ・幸畑字唐崎 ・幸畑字谷脇 ・幸畑字阿部野 ・田茂木野字田茂木沢 ・駒込字桐ノ沢 ・駒込字深沢 ・問屋町1丁目 ・第2問屋町1丁目 ・第2問屋町4丁目 ・妙見1丁目 ・卸町 ・八ツ役字芦谷 ・牛館字松枝 ・上野字有原 ・上野字山辺 ・荒川字筒井 ・荒川字寒水沢 ・金浜字船岡 ・金浜字伊吹 ・高田字日野 ・高田字川瀬 ・大別内字西田 ・野沢字沢部 ・野沢字横手 ・野沢字稻荷沢 ・野沢字川部</p> <p><十和田市> ・焼山地区 ・十和田湖温泉郷地区 ・沢沢地区 ・片貝沢地区 ・百目木地区 ・両泉寺地区 ・法量地区 ・川口地区 ・朽久保地区 ・大畑野地区 ・立石地区 ・冷水道交地区 ・中川原地区 ・新川原地区 ・下川目地区 ・小沢口地区 ・鳶温泉地区</p> <p>【道路】</p> <p><国> ・国道4号 ・国道7号 青森環状バイパス</p> <p><青森県> ・国道103号 ・国道394号 ・県道青森田代十和田線 ・県道後平青森線 ・県道酸ヶ湯高田線 ・県道青森環状野内線 ・県道青森浪岡線</p> <p><青森市> ・市道野木酸ヶ湯線 ・その他市道</p> <p><十和田市> ・市道猿倉線 ・市道谷地線 ・その他市道</p>	<p>【情報収集】</p> <p><青森県> ・火山活動状況情報収集 ・住民等の避難状況の情報収集 ・県内の被害状況確認</p> <p><青森市> ・住民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認</p> <p><十和田市> ・住民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認</p> <p>【情報伝達】</p> <p><青森県> ・火山活動状況を協議会関係者に周知 ・警察、消防に避難誘導等の協力依頼 ・災害関連情報を住民に広報</p> <p><青森市> ・対象地域へ避難指示（緊急）発令 ・火山活動状況を住民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供</p> <p><十和田市> ・対象地域へ避難指示（緊急）発令 ・火山活動状況を住民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供</p> <p>【道路規制】</p> <p>規制路線を協議し、必要に応じて通行規制を実施</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・施設利用者への避難誘導（集客施設、宿泊施設、要配慮者利用施設等） ・住民等の戸別訪問による避難誘導（警察、消防、青森市、十和田市） ・緊急速報メール（青森市、十和田市） ・防災行政無線（青森市、十和田市） ・広報車（青森市、十和田市）</p>

図3-4 八甲田山（大岳火口）噴火警報時警戒範囲図（噴火警戒レベル4・5）（再掲）[地理院地図使用]

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、青森県、青森市、十和田市は、表3-13の体制をとり、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化する。

また、青森市、十和田市は、避難対象地域に避難指示（緊急）を発令するとともに、関係機関と連動し避難誘導にあたる。なお、火山の活動状況に応じて、協議会での協議や助言を踏まえ、避難対象地域を決定する。

協議会の構成機関は、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化するとともに、あらかじめ定められた防災体制をとる。

また、本計画の想定を越える噴火が発生した場合や影響範囲の拡大に備え、避難対象地域の拡大や広域避難などについて検討する。

表3-13 噴火警戒レベル5発表時の各自治体の体制

青森県	災害対策本部
青森市	災害対策本部
十和田市	災害対策本部

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。住民等に対して、青森県防災ホームページ等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報等について周知する。また、市町村や警察、その他機関が収集した住民等の避難状況や県内の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関で共有する。

②青森市

青森市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベル5の引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に伝達し、情報共有を図る。また、避難対象地域へ直ちに避難指示（緊急）を発令するとともに、その他の住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報等について周知する。住民等に避難指示（緊急）の発令等の情報を確実に伝えるために、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。

警戒範囲内に位置する施設は、青森市から噴火警戒レベル5の引上げに関する噴火警報や避難指示（緊急）の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の観光各党の人数等の把握に努め、青森市に報告する。

住民等への周知については、青森市として以下の内容を周知する。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、青森市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山で大規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルが5に引き上げられました。〇〇地区に避難指示（緊急）を発令します。
避難対象地区の住民の皆様は、直ちに指定の避難所へ、避難してください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山で大規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルが5に引き上げられました。〇〇地区に避難指示（緊急）を発令します。
避難対象地区の住民の皆様は、直ちに指定の避難所へ、避難してください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

（※ 〇〇については、避難対象地区名を入れる。）

③十和田市

十和田市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベル5の引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に伝達し、情報共有を図る。また、避難対象地域へ直ちに避難指示（緊急）を発令するとともに、その他の住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報等について周知する。住民等に避難指示（緊急）の発令等の情報を確実に伝えるために、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。

警戒範囲内に位置する施設は、十和田市から噴火警戒レベル5の引上げに関する噴火警報や避難指示（緊急）の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、十和田市に報告する。

住民等への周知については、十和田市として以下の内容を周知する。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山で大規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルが5に引き上げられました。〇〇地区に避難指示（緊急）を発令します。
避難対象地区の住民の皆様は、直ちに指定の避難所へ、避難してください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に八甲田山で大規模な噴火が発生し、噴火警戒レベルが5に引き上げられました。〇〇地区に避難指示を発令します。
避難対象地区の住民の皆様は、直ちに指定の避難所へ、避難してください。
避難所等の詳細は市のホームページをご覧ください。

（※ 〇〇については、避難対象地区名を入れる。）

ウ 通行規制等

噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合、青森県、青森市、十和田市は、協議会や合同会議において道路の通行規制の実施について協議を行う。規制が想定される路線については、噴火警戒レベル4「ト 通行規制等」の項目を参照。

エ 避難所の開設等

青森市、十和田市は、住民等の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を速やかに行う。避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

青森県は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において市町村を支援する。また、市町村が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

青森市、十和田市の避難対象地区、避難所、主な避難経路は次のとおり。

<青森市>

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
花園1丁目	615	1,193	自主防災組織	カクヒログループスタジアム	国道4号
花園2丁目	952	1,862	自主防災組織	青森商業高等学校 浪打中学校 東部市民センター	国道4号 青森市道
松原1丁目	281	584	自主防災組織	菟町小学校 福祉増進センター	青森浪岡線
松原2丁目	344	648	自主防災組織	橋本小学校	青森浪岡線 国道4号
松原3丁目	543	1,043	自主防災組織	協同組合タツケン美術展示館 リンクステーションホール青森	青森浪岡線 国道4号
松森1丁目	392	754	自主防災組織	小柳小学校 浜館小学校	国道4号 青森市道
松森2丁目	325	671	自主防災組織	青森東中学校 青森東高等学校	青森市道 国道4号
松森3丁目	535	1,155	自主防災組織	カクヒログループスタジアム 合浦小学校 青森明の星短期大学	青森市道 国道4号
佃1丁目	734	1,557	町内会	みちぎんどリームスタジアム 佃中学校	青森市道
佃2丁目	664	1,334	町内会	県立保健大学 造道小学校	青森市道
桜川1丁目	108	234	町内会	筒井小学校	青森市道
桜川2丁目	204	429	町内会	青森中央学院大学	国道103号
桜川3丁目	303	543	町内会	筒井南小学校	青森田代十和田線 青森市道
桜川4丁目	372	742	町内会	青森高等学校	青森市道

桜川5丁目	316	582	町内会	青森県総合学校教育センター 青森高等技術専門校	青森市道 青森環状野内線
桜川6丁目	361	715	町内会	青森大学	青森市道 青森環状野内線
桜川7丁目	420	981	町内会	筒井中学校	青森市道
桜川8丁目	271	581	町内会	横内小学校 横内中学校	青森市道 青森環状野内線
桜川9丁目	589	1,211	町内会	青森県総合学校教育センター	青森市道
中佃1丁目	686	1,480	町内会	造道中学校 佃中学校	青森市道
中佃2丁目	450	1,077	町内会	青森東高等学校	青森市道 国道4号
奥野2丁目	952	1,861	町内会	リンクステーションホール青森 県民福祉プラザ	青森浪岡線 国道4号 青森市道
奥野3丁目	419	771	町内会	浦町小学校 アピオ青森	青森市道 国道103号
南佃1丁目	490	1,077	町内会	浪打小学校	青森市道
筒井3丁目	458	1,002	自主防災組織	青森工業高等学校	青森市道 国道4号
筒井4丁目	550	1,158	自主防災組織	青森公立大学 ねむのき会館	青森田代十和田線 青森環状野内線 国道103号
筒井字桜川	268	578	町内会	東陽小学校 筒井小学校	青森田代十和田線
古館1丁目	279	534	町内会	原別小学校	国道7号 国道4号
駒込字見吉	91	227	自主防災組織	ねむのき会館	青森環状野内線
幸畑字唐崎	131	267	町内会	戸山市民センター	青森環状野内線
幸畑字谷脇	309	552	町内会	横内市民センター 幸畑小学校	青森環状野内線
幸畑字阿部野	211	419	自主防災組織	戸山西小学校	青森田代十和田線 青森環状野内線
田茂木野字阿部野	107	166	町内会	幸畑小学校	青森田代十和田線
田茂木野字田茂木沢	9	12	町内会	幸畑小学校	青森田代十和田線
駒込字桐ノ沢	299	608	自主防災組織	戸山中学校 戸山市民センター	青森市道 青森環状野内線
問屋町1丁目	223	307	町内会	盛運輸アリーナ	国道4号
第2問屋町1丁目	90	174	町内会	盛運輸アリーナ	国道4号
第2問屋町4丁目	127	248	町内会	盛運輸アリーナ	青森市道

妙見1丁目	215	408	自主防災組織	盛運輸アリーナ	国道103号 国道4号
卸町	91	149	町内会	盛運輸アリーナ	国道103号 国道4号
八ツ役字芦谷	289	584	自主防災組織	盛運輸アリーナ	青森浪岡線 荒川青森(T)線
牛館字松枝	28	65	町内会	大野小学校	荒川青森(T)線
上野字有原	21	43	自主防災組織	荒川市民センター	荒川青森(T)線
上野字山辺	178	453	自主防災組織	青森県社会教育センター 青森刑務所	荒川青森(T)線
荒川字筒井	236	553	自主防災組織	大野小学校	荒川青森(T)線
金浜字船岡	61	129	自主防災組織	青森刑務所	青森環状野内線 荒川青森(T)線
金浜字伊吹	125	289	自主防災組織	荒川市民センター	青森環状野内線 荒川青森(T)線
高田字日野	123	255	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
高田字川瀬	291	703	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
大別内字西田	63	136	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
野沢字沢部	74	155	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
野沢字横手	12	27	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
野沢字稲荷沢	8	20	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
野沢字川部	37	76	自主防災組織	青森中央高校	酸ヶ湯高田線 青森環状野内線 荒川青森(T)線
計	16,330	33,271			

<十和田市>

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
焼山地区	46	61	自主防災組織	第一中学校	国道102号
十和田湖温泉郷地区	37	70	自主防災組織	第一中学校	国道102号
淵沢地区	24	64	町内会 消防団	第一中学校	国道102号
片貝沢地区	19	53	自主防災組織	第一中学校	国道102号
百目木地区	42	108	自主防災組織	第一中学校	国道102号
両泉寺地区	23	64	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
法量地区	54	129	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
川口地区	27	79	町内会	沢田悠学館	国道102号
朽久保地区	16	33	町内会	法奥小学校	国道102号
大畑野地区	20	50	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
立石地区	19	45	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
冷水道交地区	16	54	町内会	法奥小学校	国道102号
中川原地区	30	85	自主防災組織	法奥小学校	国道102号
新川原地区	193	367	自主防災組織	法奥小学校 西コミュニティセンター	国道102号
下川目地区	33	89	自主防災組織	西コミュニティセンター 旧包括支援センター	国道102号
小沢口地区	107	269	自主防災組織	沢田悠学館	国道102号
鳶温泉地区	2	2	事業者 消防団	第一中学校	国道103号 ～ 国道102号
計	708	1,622			

オ 住民等の避難誘導

青森市、十和田市は、避難対象地域に対して避難指示（緊急）を発令するとともに、住民等の避難誘導を行い、必要に応じて、避難者の輸送手段を手配する。県は必要に応じて、輸送手段の確保の支援を行う。

警察、消防等は、青森市、十和田市と協力して住民等の避難誘導にあたる。

青森市長、十和田市長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

カ 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示（緊急）が発令されたことを周知する。また、青森市、十和田市の支援のもと、避難所等まで避難誘導を行う。

青森市、十和田市は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。

青森県は、避難促進施設の避難に際して、市町村から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。

3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(1) 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）

ア 協議会の構成機関の体制

青森県は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、表3-14の体制をとり、情報収集や協議会関係機関との情報共有、住民等への火山情報の周知、合同会議の開催準備等を行う。噴火が発生した位置や噴火の規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

青森市、十和田市は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、表3-14の体制をとり、住民等への避難指示、情報提供及び避難誘導等を行う。また、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、市町村等と連携し、防災対応にあたる。

表3-14 協議会構成機関の体制

青森県	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
青森市	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
十和田市	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、青森県防災ホームページ、防災ヘリ等を活用し、青森市、十和田市が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

特に、要救助者の把握のため、住民等からの情報提供、問い合わせを受け付ける連絡窓口を設置し、噴火時に八甲田山周辺にいる可能性のある登山者、観光客等の把握に努め、名簿を作成する。なお、窓口の連絡先について、青森県防災ホームページに掲載するほか、テレビ等を通じて広く周知を行う。

②青森市

青森市は、火山の噴火情報、緊急退避の実施に関する情報等をホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、速やかに住民、登山者等に周知する。また、火口近くに位置する施設へ噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。その後、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難勧告等の発令の情報等を伝達する。そのほか、噴火の規模や火山活動、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

火口近くに位置する施設は、青森市から噴火情報や緊急退避の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、青森市に連絡する。

住民等への周知については、青森市として以下の内容を周知する。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、青森市役所です。
先ほど、八甲田山で噴火が発生しました。
八甲田山周辺の登山者、観光客等の皆様は、至急、近くの建物などに避難してください。
その他、住民の皆様は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
詳しい情報については、続報をお待ちください。

<緊急時におけるメールの内容>

先ほど、八甲田山で噴火が発生しました。
八甲田山周辺の登山者、観光客等の皆様は、至急、近くの建物などに避難してください。
その他、住民の皆様は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
詳しい情報については、続報をお待ちください。

③十和田市

十和田市は、火山の噴火情報、緊急退避の実施に関する情報等をホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、速やかに住民、登山者等に周知する。また、火口近くに位置する施設へ噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。その後、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難勧告等の発令の情報等を伝達する。そのほか、噴火の規模や火山活動、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

火口近くに位置する施設は、十和田市から噴火情報や緊急退避の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、十和田市に連絡する。

住民等への周知については、十和田市として以下の内容を周知する。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、十和田市役所です。
先ほど、八甲田山で噴火が発生しました。
八甲田山周辺の登山者、観光客等の皆様は、至急、近くの建物などに避難してください。
その他、住民の皆様は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
詳しい情報については、続報をお待ちください。

＜緊急時におけるメールの内容＞

先ほど、八甲田山で噴火が発生しました。
八甲田山周辺の登山者、観光客等の皆様は、至急、近くの建物などに避難してください。
その他、住民の皆様は、八甲田山周辺には近づかないようにしてください。
詳しい情報については、続報をお待ちください。

④その他機関

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、都道府県・市町村等関係機関と情報を共有するとともに、合同会議の開催や救助活動に備える。

ウ 登山道規制及び道路規制等

登山道規制及び道路規制の実施については、噴火警戒レベル2又は3の対応を参照。

エ 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

青森市、十和田市は、火口近くに位置する施設の職員等と連携し、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のために、バスやタクシー等の交通手段の確保に努める。

青森県は、移動手段のない人のための交通手段の確保の支援を行う。

警察、消防、自衛隊は、青森市、十和田市、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、立入制限等を行い、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

観光関係団体・観光関係事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

協議会の構成機関は、青森市、十和田市が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、交通手段の確保等について、必要に応じて支援する。

オ 避難所の開設等

緊急退避を行った登山者や観光客等への退避場所として以下の避難所を開設する。

＜青森市＞

避難所名	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
リンクモア平安閣市民ホール	青森市柳川一丁目 2-14	017-722-3770	1,198	599
マエダアリーナ	青森市大字宮田字高瀬 22-2	017-737-0600	10,336	5,168

＜十和田市＞

避難所名	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
西コミュニティセンター	十和田市大字奥瀬字中平 70-3	0176-72-2313	462	231

カ 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。緊急退避後、必要に応じて、さらにより安全な避難所等への誘導を行う。火山活動の状況等に応じて、青森市、十和田市との協議により、青森市、十和田市と連携し避難所等までの避難誘導にあたる。また、警戒範囲に位置する避難促進施設は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を、青森市、十和田市に報告する。

青森市、十和田市は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。

3.3 広域避難

(1) 広域避難の判断・実施

青森市、十和田市は、火山現象の影響範囲によって、同市町村内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、あらかじめ定められた広域避難の体制に基づいて避難を実施する。その際、協議会において情報共有し対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、その協議を行う。また、青森県は、避難先市町村と連絡をとり、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

なお、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町村へ広域避難を行うことを周知する。

青森県、青森市、十和田市、警察等は、広域避難の実施が決定された場合、必要に応じて、避難経路での通行規制等を実施するとともに、避難誘導の対応にあたる。

(2) 避難手段の確保

青森市、十和田市は、広域避難の実施が決定した場合、速やかに対象となる避難者数を把握し、青森県等と共有する。また、青森県等が確保できる輸送手段や広域避難先の避難所とも併せて、避難対象地域を割り当てる。

青森県は、青森市、十和田市から収集した避難者数等の情報をもとに、災害時応援協定などを活用して、輸送機関に要請し、バス等の輸送手段を確保する。必要に応じて、協議会構成機関等に対して、支援を要請する。

協議会構成機関は、青森県等からの要請を踏まえ、避難者の輸送を支援する。

(3) 避難先の受入準備

青森県は、避難先市町村等と避難者受入れの確認とともに、避難所等の割り当てなどの調整を行う。

青森市、十和田市は、広域避難の対象となる避難者数、要配慮者数などの情報を、青森県や避難先市町村等と共有し、避難対象地域ごとに避難所等を割り当てる。また、避難所等の開設・運営（人員派遣や物資供給等）について、避難先市町村と協議する。

青森県は、広域避難に関する対応状況や避難者情報を集約・整理する。

3.4 救助活動

(1) 救助活動の体制

ア 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置等

警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。

イ 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、火山専門家、山岳ガイド等が技術的な支援を行う。

救助活動を円滑かつ安全に行うために、青森県、青森市、十和田市は、平素から登山ルートや山小屋等の施設の所在など火山や火山地域に詳しい者の把握に努める。

ウ 活動基準の設定

警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を設定する。噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所（現地合同指揮所）等から災害対策本部等に速やかに報告する。

気象庁、火山専門家、地方整備局等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

活動基準を設定する際に考慮すべき事項として、以下の例などがある。

○活動基準を設定する際に考慮すべき事項例

- 火山性地震や火山性微動の発生状況
- 地殻変動の状況
- 火山ガス濃度
- 火山灰、噴石の飛散状況
- 火砕流、溶岩流の発生状況
- 気象状況
- 救助部隊員等が目視確認した噴火の状況等

また、活動基準の一例として、御嶽山の活動基準を表3-15に示す。

表3-15 御嶽山における天候や火山の状態による活動基準（参考）

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に捜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間先まで降雨の見通しがいいことを確認する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素 (H ₂ S) :10ppm 二酸化硫黄 (SO ₂) :2ppm

[御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書より]

エ 救助活動の範囲

警察、消防、自衛隊は、気象庁、火山専門家、地方整備局等から、監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲、気象状況の見込み、土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

オ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認し、青森県災害対策本部に報告する。

(2) 住民等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

青森県、青森市、十和田市、警察等は、避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 捜索・救助活動

警察、消防、自衛隊は、共有された避難者情報をもとに、避難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、捜索及び救助活動を行う。救助にあたっては、安全監視員を配置するなど、救助活動の安全管理や二次災害の防止に努める。

(3) 登山者等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

青森県、青森市、十和田市、警察等は、登山届等と火口近くに位置する施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、設置した連絡窓口への情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 搜索・救助活動

警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、搜索及び救助活動を行う。救助にあたっては、安全監視員を配置するなど、救助活動の安全管理や二次災害の防止に努める。

(4) 医療活動

青森県、青森市、十和田市は、負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。使用が想定される医療機関は、表3-16のとおり。必要に応じて、速やかに災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

表3-17 使用が想定される医療機関一覧 (表2-9 再掲)

病院名	所在地	電話番号	備考
青森県立中央病院	青森市東造道2丁目1-1	017-726-8315	救命救急センター設置
青森市民病院	青森市勝田1丁目14-20	017-734-2171	
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	0176-23-5121	
黒石病院	黒石市北美町1丁目70	0172-52-2121	
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町53	0172-33-5111	高度救命救急センター設置
八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平1	0178-31-5005	救命救急センター設置 (広範囲熱傷集中治療室)

3.5 災害対策基本法に基づく警戒区域

青森市、十和田市は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、警戒区域の設定を行う。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

青森県は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、青森市、十和田市に対して、警戒区域の設定について助言を行う。

気象庁、火山専門家等は、青森市、十和田市が警戒区域を設定する際に、助言を行う。

協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。

青森県、青森市、十和田市、警察等は、警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所を設置などを行う。

3.6 報道機関への対応

協議会の事務局である青森県は、報道機関への情報提供にあたっては窓口として情報を一元化し、協議会（または合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、観光関係団体・観光関係事業者等と共有する。また、必要に応じて、気象庁等の関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見を実施するにあたっては、報道機関へ会見時間等を事前に周知する。

青森県は、合同記者会見では、火山地域全体の防災対応の状況、青森市、十和田市は住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況、火山専門家は専門的知見から火山の活動状況の解説、警察、道路管理者等は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する。

なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については十分に注意する。

協議会の事務局である青森県は、報道機関からの取材や問い合わせに対しても適時対応するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。青森市、十和田市は、協議会または合同会議としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、市町村としても報道機関対応の窓口を設置する。

4 緊急フェーズ後の対応

4.1 土砂災害への対応

青森県、青森市、十和田市及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。

また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を青森県及び青森市、十和田市に通知する。

青森市長、十和田市長は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて青森県に助言を求めながら、立入規制実施や避難勧告等の発令を行う。

青森県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、青森市、十和田市に対して、立入規制の実施や避難勧告等の発令について助言する。

4.2 避難の長期化に備えた対策

青森市、十和田市は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

青森県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、市町村と協力し情報を正確に避難者に伝達する。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。

4.3 風評被害対策

協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

青森県、青森市、十和田市は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光 PR 活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。

4.4 避難勧告等の解除、一時立入等の対応

(1) 避難勧告等の解除について

青森市、十和田市は、避難勧告等の解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難勧告等解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難勧告等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等を対象とした説明会等を開催する。

青森県は、青森市、十和田市と避難勧告等の解除に向けて協議・調整を行う。また、市町村が行う避難勧告等の解除についての住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家、地方整備局等は、火山の活動状況等から、避難勧告等の解除について助言を行う。

青森県、青森市、十和田市、警察等は、避難勧告等の解除に先立ち、避難勧告等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難勧告等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

(2) 規制範囲の縮小又は解除

青森市、十和田市は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

青森県は、青森市、十和田市が行う規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行うとともに、住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、青森市及び十和田市、青森県に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小について助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、青森県及び青森市、十和田市等はその活動を支援する。

警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

(3) 一時立入について

青森市、十和田市は、火山活動が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

青森県は、青森市、十和田市と一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。

気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、青森県、青森市、十和田市に助言を行う。また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。

警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、青森市、十和田市が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

5 平常時からの防災啓発と訓練

5.1 防災啓発と学校での防災教育

(1) 住民・登山者等への防災啓発

青森市、十和田市は、住民・登山者等への啓発方法について協議会で協議する。火山防災マップや火山防災パンフレットを作成・配布や、気象庁と協力し、マップ等の説明会や防災講演会などを開催し、住民・登山者等の防災意識の向上を図る。

青森県は、青森市、十和田市が作成する火山防災マップや火山防災パンフレットについて、助言・監修を行うとともに、配布や説明会等の支援を行う。

避難促進施設は、青森市、十和田市が作成した火山防災マップや火山防災パンフレットなどを活用し、登山者等への防災啓発を行う。

協議会の構成機関は、登山届等の提出について促進する。

(2) 学校での防災教育

青森県、青森市、十和田市は、協議会の構成機関と連携し、出前講座の実施、副読本や火山防災マップ・ハンドブックの作成等で、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。教育委員会とも連携し、教職員に対する火山防災の研修を行う。また、授業の一環として、児童・生徒を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育プログラムを導入する。

協議会の構成機関は、青森県、青森市、十和田市と協力し、出前講座の実施、副読本や火山防災マップ・ハンドブックの作成等で、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。

5.2 防災訓練

青森県、青森市、十和田市は、協議会の構成機関と連携し、噴火時等を想定した防災訓練を行う。訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。広域避難の場合を想定して、避難先の市町村にも参加の協力を求める。

協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法等を協議し実施する。

気象庁は、特に訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について助言を行う。